

正安の頃というが妥當である。

さて其の殘缺一卷というのみで内容を紹介したものが今までにないから委細をつくすが、全くの繼ぎはぎものである。即ち、内容を常福寺本九卷におし當てて順次に記せば、最初から錯雜している。卷頭は第一卷第九段の小兒登嶺の繪、次は第一卷第八段の上洛の途次公卿の牛車にあうの繪、その詞書後半、第一卷第九段の源光への入室の繪、第一卷第十段の源光の許を去り皇圓の弟子となる詞書(全文)と繪、第二卷第一段の日吉社參詣の詞書(全文)、日吉社頭の繪、第二卷第一段に續く詞書であつて、十五歳出家得度の詞書(全文)、第四卷第一段の大佛殿にて淨土五祖像供養の繪、第二卷第十段中川實範の條の詞書後半、續く三論の寛雅、華殿の慶雅との對談繪相、第三卷第三段の寂空が臨終に上人へ讓狀の繪、第六卷第七段の上人が公胤と共に參内して邂逅するの繪、第八卷



20. 上人臨終來迎奇瑞を仰ぐ群集の圖

(拾遺古德傳繪燒損殘缺・重文) 茨城市鳥栖 無量壽寺藏

第七段の上人臨終來迎奇瑞を仰ぐ群集の繪、第八卷第五段の上人吉水菴室に入るの繪、續いて同第六段大谷の坊に
ての詠歌（全文）、繪の斷簡、第四卷第五段前半と後半の缺除せる耳四部教化詞書、以上である。前後錯雜の甚し
いことを知るべきである。大正六年四月五日國寶（現・重文）指定となつてゐる。

第三 西脇家藏本

拾遺古德傳繪 殘缺一卷 新瀉縣小千谷市小千谷町西脇濟三郎氏藏は上述の如く本傳は古德傳の卷八の第二段よ
り卷末までを収録していることを確認（史林發表）し得たのである。卷の首題が缺けているから、ただ法然上人繪
傳としか知られていなかったものが、古德傳として遂に昭和九年一月三十日國寶（現在重文）になつたことは拾遺古
德傳であることを學界に紹介した私として喜びにたえない。

繪相も詞書も無量壽寺本に匹敵するもので縦も三九・四樞（無量壽寺本）と三九・六樞（西脇本）である。然し無量壽
寺本は上述の如く近世に於て火災に遭つて其の焼け残りの繼ぎ合せが一卷として残されている。其の雜集一卷の中
には卷第八が一部分ではあるが挿入しているから西脇本は其の焼け残り本でなく、常福、無量壽兩寺以外の第三本で
あることが知られる。

第四 矢野・幸節本

ところで國華（第七一八號）に樞崎宗重氏が紹介されている「法然上人傳法繪殘缺」〔大阪市矢野宗粹氏藏〕一卷は調査
の結果『拾遺古德傳』の卷六の第三段（矢野氏藏の殘缺一・二）、卷六の第十段（同殘缺三・四・五）、卷六の第二段（同殘缺六）、卷三の第四段

(同殘) 卷三の第五段(同殘 缺八)、卷六の第十段(同殘 缺九)、卷六の第九段(同殘 缺一〇)に該当することが知られた。

また同類繪卷から、切離された枚方市幸節靜彦氏所藏の三點は親しく拜見した結果、卷三第四段吉水菴室にて庶民教化の繪圖と同第五段高倉天皇御受戒の詞書の初め、卷六第二段七箇條制誡の門弟連署名と其の繪圖、同卷第八段淨土開宗説法の繪圖と第九段詞書の初めとということを知り得た。

此の矢野・幸節本は一卷になつて近年まで芦屋市の某家に所藏されていたが、上述の如く卷三と卷六の混合であつたこと、而かも幸節本には燒損のあとがしのばれる。想うに此の繪卷は火災にあつた燒け残りの卷三と卷六とのよいところを兎も角一卷に仕立て、其れが今は分割されていることを知る。火災本といへば前記の無量壽寺本を想起するが、其れには卷三、卷六が收載されているから、無量壽寺本の殘缺ではない。また縦寸法も無量壽寺本は三九・四櫃、矢野・幸節本は四一櫃で合致しない。

また西脇本との比較であるが、卷數からいへば卷八が主であり、卷三、卷六なら都合がよいようではあつても西脇本は縦三九・六櫃、幸節本では四一櫃で合致せず、而かも西脇本は繪相も詞書も共に矢野・幸節本よりは少し先行する優品と見られ此の兩者も同類本ではない。

第五 古 鈔 本

1、慈願寺本 繪相を缺き詞書のみ『拾遺古德傳』古鈔本として大阪府八尾市慈願寺所藏の應永十四年(一四〇七)書寫本を注目すべきである。片假名、縦八寸九分、横五寸五分、粘葉綴の帖本である。第一、第二、第三、第四上・下、第五、第六、第七の八冊で缺本になつているが各冊の頁には

河内國澁川郡久寶寺道場 釋法心之

應永十四年_亥十一月 日 執筆毛須_{生年三十}

と記されている。

2、願得寺本 大阪府北河内郡門眞町願得寺の明治十三年寺寶臺帳に元亨四年六月十四日奥書のある拾遺古德傳繪詞九卷が記されている。元亨四年ならば前記常福寺本(九卷・元亨三年・重文指定)の翌年のもので甚だ貴重な存在である。親しく寺にまいり拜見したが、繪がなく粘葉綴、縦八寸二分、横五寸、一葉片面五行で書寫されている。第一、二、三、四本、四末、五、六、七、八、九の十冊である。其の第九卷(第十冊)奥に

元亨四歲_{甲子}六月十四日奉書寫安置之 釋明源

とあり、此れ即ち淨土眞宗教典志にいうところのもので「繪則不傳惜哉」といつているところを見ると元亨四年の明源本には既に繪がなく詞書のみであつたことが知られる。そして其の元亨四年明源書寫本願寺所傳本というも、今や散佚して現物を見ず、漸く其の存在していた面影をこの奥書に止むるのみである。願得寺本には更に次の二通りの奥書がある。即ち第一

此一部十帖不慮全感得畢 猶可校他本者也

天文廿二 正月廿八日 釋實悟

また次の第二奥書には

此拾遺古德傳繪詞四卷一帖而已不慮以存覺上人御筆、令校合、相違之處注付訖、尤可爲證本者歟

永祿十三年_{庚午}四月廿日 陰倫實悟_{七十}九歲

とある。十冊の第一冊のみは室町末江戸初期の複寫本となつてゐるが、あとの八卷九冊は天文廿二年（一五五三）願得寺開基實悟の書寫で更に永祿十三年（一五七〇）に存覺本と校合してゐることが知られ、前記慈願寺應永十四年寫本と共に古鈔本として珍重すべきである。

本文片假名は室町時代の古體で書きつづられ漢字には全部片假名でよみが付されている。

本傳の内容が常福寺本と異つてゐる點を舉示しておく。

イ、卷六の元久元年十一月七日の七カ條起請文が和文延べ書きになつてゐることである。從來『古德傳』では弘願本と共に漢文で掲載してゐると考えられていたのが、和文に改めてゐる古德傳のあらわれたことである。

ロ、卷六の同じ起請文の連署名に第一回で「住蓮」が脱落し第二回の校合で親西の次に補筆されまた「幸西」を第二回の校合で源蓮の次に移そうとしてゐる。

ハ、卷三で重源の房號を修乘房としてゐることである。常福寺本は他の多くの上人傳と同じく俊乘房となつてゐると異つてゐる。修乘房となつてゐるのは『傳法繪』と『弘願本』のみであつたのが、ここにもう一つ願得寺本古德傳があらわれて來た。古德傳は前述の如く『傳法繪』、『弘願本』と關係の深いものであるから、修乘房と三本共調してゐる方が寧ろ妥當のようである。常福寺の俊乘房の方が他傳を參酌して却て訂正した感がするのである。

尙お卷三の淨土開宗年次であるが、「承安五年甲午の春行年四十二にして黒谷を出て吉水に住したまう」の五年が干支（甲午）や上人の四十二歳から推して常福寺本にある承安五年は四年の誤寫ではなからうかとも考えられたの

であるが、願得寺でも承安五年と明記していたことである。覺如の原本に恐らく承安五年^午となつていた誤りをそのまま書き傳えていることが確認されたことである。

第六十卷 傳

法然上人傳 十卷(傳全集六四七
一七三五頁) 全體を漢文體で記し、今では繪相を缺いたものが遺されている。他僧と識別する爲め『十卷傳』の名でよびなされている。玄智の『眞宗教典志』第三に説明して「作者未詳、西山十卷傳と稱し典實同ニ古德傳、怪異類ニ正源明義鈔、間有レ似ニ舜昌傳ニ云々」とあるが、本傳の古寫本が偶々西山派の愛知縣山中法藏寺に傳つていたというだけであつて、内容から見ても別に西山派の爲めに書き上げた上人傳ではない。卷三の「西山善慧聖人事」の條に於て、善慧房證空を特に賞揚するでもなく西山善慧が上人の正統をついでいることも述べていない。寧ろ「親鸞上人淨土門入」(卷六)の條に於て親鸞が上人門弟の數ある中から選ばれて特に『選擇集』を授かつていることや、上人の眞影を申預かつたという事など『拾遺古德傳』の流れを汲んでいるところが多く、眞宗系の手になつたと考えられる。然し遡ると『傳法繪』を多分にとり入れてることになる。

1、序文のこと 本傳がつくられた時には既に上人傳が三、四種出來ていた。それをあちこち参照し合様してつくり上げていることは本文を讀んで直ぐに氣づくことであるが、卷首に(傳全集六四
七一八頁)他傳の序文を引用して順次併記しているのは、是等の諸傳より採録したことを冒頭に證明しているように感ぜられる。

即ち第一の「一、夫以我大師釋迦如來普爲レ救ニ流浪三界迷徒ニ云々」は舜昌の勅傳(四十
八卷)(傳全集
二三頁)と九卷傳前部

(同
三三五頁)のそれを和文から漢文に換えたまでである。第二の「一、又云蓋以諸佛レ世給、鑿レ機施レ益日月照レ州

給計「時廻光」というは『傳法繪』の序文の書き出しから中略して「誕生の圖」の次の序文に飛んでいるところ（全集四六七―八頁）に當てはまる。第三の「一、又云竊以眞如幽玄四乘五乘不測其邊云々」は、本傳と最も關聯性の深い

『知恩傳』の序文（傳全集七三六頁）に似通つてゐる。

今一點小兒（上人）誕生の長承二年を釋迦入滅年紀によつて表示してゐることである。即ち、本傳に「長承二年癸歲計年記、滅後二千八十一年也云々」とあるところが、『知恩傳』（同、七三六頁）と全同であり、『九卷傳』前（同、四〇頁）『琳阿本』（同、五四三頁）の滅後二千八十年、『傳法繪』（同、四六八頁）、『弘願本』（同、五二七頁）、『十六門記』（同、七九二頁）の二千八十二年、『古德傳』（同、五八九頁）、『正源明義抄』（同、八一五頁）の二千八十四年に相關聯してゐる。『知恩傳』と『十卷傳』とは緊密な間柄であるが、釋尊滅後年次をここに打ち出すのは矢張り最も古い繪傳『傳法繪』に記述するところから流れを汲むのか、その系統を引く『弘願本』或は親鸞を記述してゐる點で相共通する『古德傳』に依據したものかと察せらる。

2、母儀の上洛 上人の父漆時國は敵に討たれて死んだ、それが上人の出家の動機となつてゐる（此れに兩説あり、一は一般説の幼少時の出來事、他は醍醐本にいう登山後となつてゐるが、共に其れが小兒を強く刺戟し感動せしめてゐる）。然し母の終焉を傳える上人傳が甚だ拙い中にあつて、本傳には「一、母儀並本國師上洛事」の一條を傳え、郷里の師範寬（觀）覺が上人の生母を伴つて上洛し來つたので「即於吉水透結二草菴爲母堂居所朝暮備膳旦夕致孝矣」という風に人間法然として母の慈愛に報いる孝養を描寫してゐる。事實は如何か寧ろ怪ぶまれる記述であるが珍らしい風景である。是を傳えるものは今一つ近年發見された『知恩傳』（傳全集七四七頁）の「母儀并本國師上洛事」と殆んど同文であつて、ただ此の二傳あるのみである。

3、『七幅繪傳』との關係 本傳卷八の上人配流の條に於て經ヶ島の沖合で夜半に五丈ばかりの鬼神あらわれ父の延命を願い出づ、而して上人が四國に渡られて後ち其の鬼の父子にあい上人が教化を垂れられて目出たく往生の素懷を遂げるといふのである。

室町末期になつてつくられたと覺ほしい『正源明義抄』(傳全集 八九一頁)に「第七鬼神往生の事」の記事があるのは製作年代のおくれているだけに恐らく此の『十卷傳』から教材を採つて更に脚色した布教本であろうと考えるが、此の鬼神のあらわれ、やがて教化をうけて往生することを繪圖に描寫しているのを、知恩院所藏『法然上人繪傳』七幅(七幅繪傳)の第六幅の中央部(沖合にて出現)と第七幅の最下段(往生)に發見し得たのである。

『七幅繪傳』については(第六章第六)後述することになつてゐるが、上人をいたるところで「聖人」(本書の裏導と對面)と書くことが先ず眞宗流であり、親鸞の入室を描寫しているのも『十卷傳』を彷彿せしめる。畫幅は剝落が甚しく札銘が消えているから、一々『十卷傳』と對照する事は六敷しいが、鬼神の他、唐土唐人の渡り來り上人と問答せんとする事、金藏寺にて兎鹿等が上人を迎える事、白峯に上り崇徳院の御廟にまいること等は、他傳にくして此の『十卷傳』と『七幅繪傳』とのみに共通している科段である。

4、製作年時、『十卷傳』の第五卷の終に「文明十九年丁未霜月七日」、第一卷の終には「大永六年(一五二六)丙戌二月十四日 厭欣智湛 彼傳記一部十卷令成就畢」とあるところから、文明十九年(一四八七)から大永六年(一五二六)の間に『十卷傳』が出來たように從來解せられていたのであるが、上述の如く『七幅繪傳』が、此の『十卷傳』か、それに最も近い上人傳に依據していると解するならば、『十卷傳』は『七幅繪傳』に先行して成立してゐるとすべきである。其の『七幅繪傳』は絹本着色、宅摩澄賀の筆と傳え、「美術上重要と認め」鑑査狀(第二七 一八號)が

附されているものであつて、其の繪畫、札銘の筆蹟から見て南北朝末、室町初期と推定され、隨て此の『十卷傳』の成立も亦文明十九年説を押し上げて南北朝にまで遡らせてよいと考えられる。

5、觀佛と稱名勝劣論 本傳には他の多くの所説を参照している例として上人と師僧叡空との間に於ける「觀佛と稱名との勝劣論」がある。此を傳えていない上人傳もあるが、勅傳、九卷傳、琳阿本、古德傳、正源明義抄にある物語をここに引用している。

6、其の他の特異 母儀上洛の他に他と異つていることも『十卷傳』の源流、系類を知る上に必要である。これは郷里の師を寛覺と記し他傳の觀覺と異つている。

また上人配像に際し賜つた俗姓がまた諸傳により區々である。藤井元彦と傳えるのは勅傳であつて、遠流記、正源明義抄との兩本は藤井元彦と源元彦との兩様を使つている。古德傳には藤井元彦男となつている。十卷傳と同じく「源元彦」としているのは九卷傳、傳法繪、國華掲載の傳法繪別本、琳阿本、十六門記、正源明義抄と遠流記である。知恩傳は源元彦男になつて「男」を附加している。

そうすると十卷傳は第一の序文を勅傳と九卷傳とに共通するものから採つたとして、遠流俗姓で「源元彦」を採用しているならば序文は或は九卷傳の方から頂いてるとも考えられる。

7、記事の錯雜 本傳が多種の上人傳を合糅してつくつた事は上に述べるが如くで、あれにあつてこちらの傳になきものをかき集め糺ぎ合せた感を深うするのであるが、上人の登山の事に關して從來十三歳説（私日記、傳法繪弘願本、増上寺本、古德傳、十六門記、祕傳抄）と十五歳（勅傳、九卷傳）との兩説あるのを本傳は兩説を整理もせずに掲出して、年次事實の矛盾を暴露していることである。即ち本傳卷第一（傳全集 六五四頁）の「一、爲_ニ登山_一向_ニ母

「暇乞事」の條で最初には

久安三年卯春比、覺相ニ具此兒一行ニ向母堂許談ニ登山事一。母不レ許レ之、小兒云流轉三界中云々と十五歳の春（久安三年）に登山を許され難かつたのに、同條終り頃に

正登山之時路之處、終ニ母堂暇一得ニ登山一給。于レ時 近衛院治天長二年乙丑春三月十三日、生年十三歳と

十三歳の時に既に登山しているのである。十卷傳の作者が天長二年と久安三年とを倒錯して其のまま記しているのは如何にも諸説を吟味すること少くして収録した結果と考えられる。

8、宗派感情 諸種の上人傳をとり入れ派閥觀念を示していないことである。即ち「當時西山義小坂義號トスル彼善慧上人門流也」（卷三）、「當時筑紫義號トスル彼聖光聖人流也」（卷五）、「當時長樂寺義號トスル彼隆寬律師流也」（卷六）、「今號一向專修彼綽空親鸞上人門流也」（卷六）という風に西山派、鎮西派、長樂寺（多念義）、眞宗義を公平に取扱つてゐることである。

右の親鸞に關する記事は『親鸞傳繪』や『拾遺古德傳』に依據してゐることは容易に察せられる。

十卷傳が九卷傳から資料を得ている例に俗姓「源元彦」と「夫以我大師釋迦如來云々」の序文借用を舉示しておいたが、また「爰上人配國の後、成覺房の弟子善心坊といえる僧、越後國にして專此一念義を立けるに云々」（九卷傳卷六一）が「爰上人配流後成覺房弟子善心房之僧越後國專此一念義云々」と『十卷傳』に引用されて一念義を傳えているのとも共通してゐるのである。

第七 知 恩 傳

1、作者 知恩院山内入信院在任の學僧義山が元祿年間に著した『勅修御傳翼贊』卷一に『知恩傳』二卷の名が出てゐる。また文智の『眞宗教典志』卷三にも其の名が擧げられてはいるが、近年まで絶えて其の實物が見附かつていなかつた。昭和五年六月大正大學『淨土學』第一輯に高瀬承嚴氏が「望西樓撰述の法然上人傳について」と題し初めて『知恩傳』の内容(傳全集七三六―七六六頁)を公表されたのである。其の奥書に

先師上人滅之後僅雖_レ歷_レ七十餘廻之星霜_ニ(乃至)於_レ望西樓抄_ニ出_レ之畢

とあるところから、高瀬氏は望西樓了惠の撰述未完稿の法然上人傳と考えられるのであるが、尙およく攻究すべきである。即ち本文のところどころに「同_ニ餘傳_ニ故略_レ之」「私云如_ニ餘傳_ニ」「如_ニ本傳_ニ」「繪詞委悉也」「在_ニ繪詞_ニ」「如_ニ本傳繪詞_ニ云々」「如_ニ繪詞_ニ又如_レ常_ニ云々」と略し脚註や傍註として標示してゐる。高瀬氏は是れが未完稿で後日完成する心算であつたと解していられる。然しまた考えようによつては原本から今の本を寫しとる際に傍註をつけて略して抄寫したとも見られる。ところが知恩傳卷上の「夢想事」の項(傳全集七五〇頁)に

知恩傳御室夢云々

夢想事 如_ニ繪詞_ニ云々

上人於_ニ高座_ニ指_ニ瀧水_ニ向_ニ聽衆_ニ示給也 知恩傳

とあり、『知恩傳』自らに「知恩傳」を引用するとは一體どういふ事なのか、そこで前にも述べた如く本傳と最も共通點の多く關連性の強い『十卷傳』(傳全集六七―七一頁)を參考のため照合して來ると

仁和寺入道親王御室夢云、上人於_ニ高座上_ニ瀧水方差_レ指、告_ニ聽聞諸人_ニ云

となつていて意味がよく通るのである。

思うに現在の高瀬本『知恩傳』なるものに先行する別の今よりも整つた原本とも云うべき『知恩傳』があつた。そして十卷傳も其の完本から資料を得ていたのであろうか。了恵が上人の滅後七十餘年後に抄出したものは其の原本『知恩傳』であつたのではなからうか。そこで省略された高瀬本『知恩傳』は原本『知恩傳』に記述していることを書き寫す際に其の出據を傍註と脚註とに附記したと解せられる。

さて、高瀬本『知恩傳』の巻尾に

元祿十六年癸未稔仲秋之頃、依_レ江州知恩院尊像開帳_ニ上洛、幸拜_ニ閱此書_ニ以書寫了 孝璘 霜月冬至日

また別筆で

右知恩傳二卷者以_レ良照義山公所持本_ニ寫_レ之自校合畢、此本東山大谷入信院庫藏在_レ之 恵山叟

と奥書されているから、或は入信院には今の高瀬本『知恩傳』の原本があり、それは『知恩傳』の完本かも知れない。今の高瀬本に見るが如き抄録でないものがありはせぬかとの希望を抱いて、昭和五年秋住職橋本堅道氏を煩はし入信院藏書を探索した結果、漸く『知恩傳』卷下一冊を見出したけれども、其の内容は高瀬本と同じものであつて落膽したのである。

さて『十卷傳』卷三の「熊谷入道發心事」(傳全集 六七四頁)に

熊谷入道蓮生ハ宇都宮入道同名也

智心傳也、或傳云戀云々
西、或傳云法力也

とあるを今の『知恩傳』卷上の「熊谷入道發心事」(同 七五一頁)には

法名蓮生

宇都宮入道ト同名也
宇ハシヤウナリ

と記されている。すると十卷傳にいう『智心傳』とは『知恩傳』ということになるのである。

中野達慧氏は『浄土學』(第十)「法然上人史傳文獻史」で

知心 佚傳歴 知恩寺四代

源空上人傳 ニ 世稱知恩傳

と紹介されている。何れよりの出據か、中野氏ははや物故して今では尋ぬる由もない。強いて想察すれば知心は智心と音通で知心の作つた傳であるから(知心傳)智心傳である。智心傳はまた書き誤つて『知恩傳』となるというところから智心傳即ち知恩傳で知心の作という關聯想像説の結論となつたのかも知れない。

然し知心は龜山天皇に授戒し奉つて慈空大僧正の號を賜つたと傳えられるだけで、史傳の編著があつたようではない。隨て『知恩傳』が百萬遍知恩寺第四代知心作という説は他に文獻の出ない限り首肯し兼ねるのである。

さて『知恩傳』と十卷傳との間には最も緊密な關聯性があり、兩者は共に漢文體であり、十卷傳の序文の一部が『知恩傳』から採録している。他傳に類例のない「母儀上洛」の記述はただ兩傳のみが傳えるだけである。尙お兩傳の收載記述を比較すると大體次のようである。

(十卷傳)

(知恩傳)

序 六十五卷傳

序文 十卷傳

聖人誕生事

上人誕生事

兩幡雨降事

幼稚異相事

幼稚異相事

卷

晨國爲敵所害事

時國爲敵所害事

一 成寬覺之弟子事

成觀覺弟子事

爲登山向母暇乞事

爲登山母乞暇事

登山事

殿下御出參會事

天台六十卷所學事

學六十卷事

黑谷隱居事

隱居黑谷事

(以下略)

また本傳卷上「花嚴披覽事」の條に

仁安三年戊子秋比、於三黑谷披覽花嚴等云々

行年三十六ト云

とあるを十卷傳にも仁安三年行年三十六歳と云つてゐる。此の事も兩傳以外の他傳には年號、年齢の明示がないのである。尙お『知恩傳』卷上の靈山寺三七日念佛事の條に

建久元年九月比、於三靈山寺三七日別時念佛、聽衆二人見之云々、繪詞

衆中恠之、燈已消是何光哉、良久時衆燈明消由告、其時道場俄暗

これに當る『十卷傳』卷三の條に照合すると

建久元年九月頃於三靈山寺三七日動三行別時念佛第五日夜半聽衆中有三睡眠輩一兩、如レ夢見三道場内、行道衆中勢至菩薩列廻、驚覺看レ之、猶以下如菩薩形と良久瞻レ仰之、見三成上人御質、明朝兩人共奉レ語三此夢於上人默

然無_二返答_一、至_二第七日夜_一、及_二曉更_一、道場燈明消、雖_レ然堂内猶不_レ暗、時衆不_レ作_レ意_レ之、聽衆中思念道場無_二燈火_一、何火哉、時惟良久、時衆燈明消タル由告示、其時佛前俄暗奇特事也

となつていて事情がよく分り、行道衆の中に立混つていた勢至菩薩が即ち法然上人であつたことまで判明するのである。

想うに『知恩傳』と『十卷傳』とは同一原本から派生しているので『十卷傳』は原典を割合に忠實に委しく引用しているが、『知恩傳』は簡略化し註記を以つて補うという態度をとつたようである。

然し『十卷傳』には卷五、卷六の如く『知恩傳』収録以外の事項も記されて居るから『知恩傳』の後に出來たと考えられる。それにしても高瀬本『知恩傳』よりも完全な『知恩傳』原本があつて其の原本の作者は上人滅後七十餘年に執筆した望西樓了恵であつたと考えるべきである。

2、他傳との交渉 『知恩傳』には上述の如く抄録を補う意味で、「如_二本傳_一」と、「同_二繪傳_一」、「如_二繪詞_一」と傍註もしくは脚註しているところが頗る多いのである。高瀬承嚴氏はここにいう「本傳」とは敬西房信瑞の『黒谷上人傳』(佚本)、「繪詞」とは航空の「傳法繪」と推論せられて居るが、信瑞の一卷傳のことは前述の如く現在佚しているから確かなことではない。ただ本傳卷上の「選擇集製作事」の條で「土御門院御宇元久元年甲子、如_二本傳_一云々」とあるのが、信瑞の「黒谷上人傳」の説に合するのである。選擇集製作年次考證は別に『高田學報』昭和三十五年十月の拙稿に委悉を盡しているが、元久元年説は古德傳と信瑞の一卷傳、多念義の説である。そうする第四七輯「如_二本傳_一云々」の本傳が信瑞の『黒谷上人傳』に該當するようであるが、今は佚して其の内容を本傳に一々照合出來ないのが遺憾である。さりとて他にこの「本傳」に當てる上人別傳を見出さないのである。次に「繪詞」を

高瀬氏は軌空の『傳法繪』に擬せられているけれども、當てはまらぬところがはまるところよりも寧ろ却て多い。例えば本傳卷上の「參籠嵯峨釋迦堂」の條下に「繪詞七日參籠云々」と註記しているが、『傳法繪』には「保元元年丙子求法のために修行するると先嵯峨に參籠、然後、南都云々」とのみあつて「七日參籠」とは記していない。寧ろ『琳阿本』卷二、『古德傳』卷二、『九卷傳』卷一下に「七日參籠」と見えている。

又、本傳卷上の「靈山寺三七日別時念佛事」の條で「二人見之云々、繪詞 法蓮上人一人見之云々」とあり、『傳法繪』ではただ「ある人」とあるだけで名を挙げず、『琳阿本』『古德傳』も同様「ある人」であるが、『九卷傳』卷三下のみ「信空（法蓮房）上人夢の如くに拜し奉りて云々」となつてゐる。

然らば知恩傳にいう「繪詞」は一體どれを指しているのであろうか。或るところでは『琳阿本』らしくもあるが「如繪詞起請文如常云々」また後京極攝政殿薨去の「繪詞有之」は琳阿本に該當せないのである。

寶田正道氏は『淨土學』(第十輯)「知恩傳攷」に於て、琳阿本、古德傳、勅傳、九卷傳を知恩傳と對比して繪詞を『九卷傳』に當てはめようとしている。

即ち『知恩傳』の「爲登山母乞暇事」の條の繪詞ニ有之、「瀧山寺常行三昧勤行事」條の古年童、「靈山寺三七日念佛行事」の條法蓮上人、「住蓮安樂斬刑事」の條の繪詞無、「八幡言託宣事」の條の繪詞ニハ不見歟、「蒙勅免被召返事」の條の夢想事繪詞無之が一々『九卷傳』に合致することを證明されているのは卓見である。

然し了惠は上人滅後七十年前後、『九卷傳』は滅後九〇—一〇〇年頃に出來ていると考えられるから、了惠が、『知恩傳』を撰述するに際し『九卷傳』を参照し、其の委細をそれに讓つて抄略したとなると時代倒錯であつて其れは考えられない。「如繪詞」と引きあいに出した「註記」は後世になつて『知恩傳』を書寫する際に加筆した

ものであつて、『知恩傳』に記述するところが偶々筆者の座右にある『九卷傳』の記事に該當するところを省略したと見るべきである。隨て、「本傳」「餘傳」も亦同趣旨によつて後世になつて、書寫の人、もしくは傳持者が加筆した追記と解すべきである。

望西樓了惠は上人の著述、法語を輯録して、和漢語燈錄を遺し、二祖聖光上人傳、三祖然阿上人傳を著わす程の學才があつたから恐らく法然上人傳も撰述していて當然である。卷末に「於望西樓抄出之畢」と自跋して見ると見るべきである。但し其れが完成したものか、或は未定稿に終つたか存知せられない。但し現在の高瀬本『知恩傳』の形でなかつたことだけは確かである。

3、私註 尙お本文に對する『知恩傳』の私註であるが、是は本文執筆者でなくして後人の加筆であることの證據に、私註には往々にして本文に對する批判的立場にあることがうかがえる。例えば後鳥羽院八幡宮行幸の條で「私云、是等文潤色歟」とあり。自らの文章にかかる評點を附するであらうか。また幼稚異相事の條に「一生長齋堅具圓戒」とある傍註に「私云一生長齋誤也、上人非時者也、如何餘傳無之」とあり、また「其後又禪定殿下御息殿(乃至)書狀曰」を「餘本ニハ禪定殿下自狀也ト見タリ」としている等々皆然りである。

されば是等の加註は本傳が出来て後ちのもので本傳を書寫する人が、上人別傳の幾種類かを頭に入れていて書寫する際に筆勞を省く爲め原文を大いに簡略する目的で加筆したものであつたと考えられる。

ところで一つ考えねばならぬことがある。其れは「知恩院」という記事である。即ち隆寛、空阿等流罪事について「空阿隆信子息 隆信子息 隆信子息上人御影信實ノ筆」上人御往生年三月比寫レ之。與レ善導御影ニ並懸爲レ本尊ニ一向稱名、彼本尊在ニ知

恩院一、上人影隆寛銘文書給へり云々」という。知恩院の名は後に考證する如く、滅後七十年頃にあつたかどうか、

『勅傳』になつて初めて記され、正和四年（一三二五）の在銘木版御影にあるのである。依て田村圓澄氏は（法然上人傳の研究 頁五八）その「知恩院」あるが爲め『知恩傳』は『勅傳』の影響をうけて後ちに出來た證據に上げてゐるが、この隆寛空阿の追加記事は次の或記云「法然上人門徒流罪事」と共に跋文の次に置かれていて、錯雜したものはなからうか。最初よりあつたのでなく追記ともとられる。一步譲つてこの二項が元來本文に入つていたとせば、「彼本尊在知恩院」の箇所だけが或は後の人の加註ではなからうか。註記が書寫の際に本文の如く紛れ込んだと考えて如何であらうか。『九卷傳』は『知恩傳』原本製作よりおかれていたにせよ、本傳と其の内容が相似しているならば、加註文に『九卷傳』を「繪詞」として添記しても差支えない前例がある。それにしても『知恩傳』は完本の見出すまでは解決し切れないいろいろの問題を數多く保有している傳記である。

第五章 勅 傳

第一 勅修御傳緣起

法然上人行狀繪圖 四十八卷 知恩院藏 (明治三二年八月一日重文指定) は數ある上人別傳中にあつても、卷數も殊に多く、繪畫は紙本着色の秀作 (挿圖21) 詞書の筆蹟もまた優雅でその中には宸翰と傳ふるものがあり、作製には勅願に基いているという傳説が附され、『勅修御傳』略して『勅傳』と稱され、新國寶の指定書にも宸翰のことが附記されている。

本傳は他の上人傳と識別する爲め卷數によつて『四十八卷傳』と通稱し、作製緣起に因んで『勅修御傳』若しくは略の『勅傳』と別稱されている。

次に洛東鹿谷法然院の忍激の「勅修吉水圓光大師(法然上人)御傳緣起」を引用することにする。

勅修吉水圓光大師御傳緣起

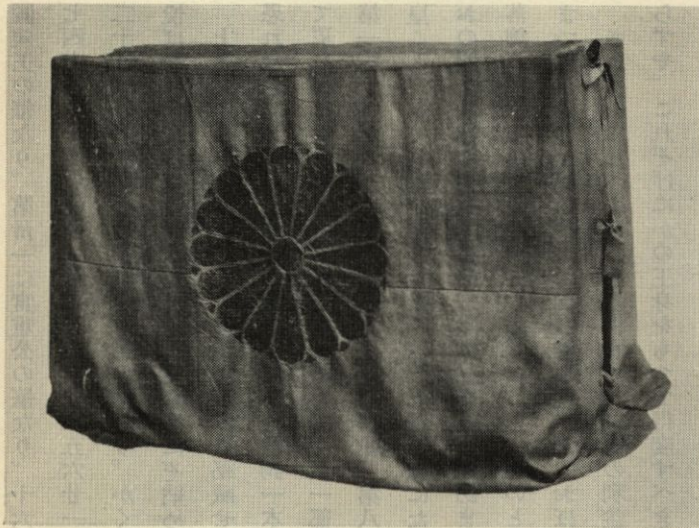
法然上人行狀畫圖一部四十八卷は九十二代後伏見上皇、叡山功德院舜昌法印に敕して、昔年吉水門人の記する所の數部の舊傳を集めて大成せしめ給うにぞ侍る。これによつて世の人、敕集の御傳と稱して、ことに尊重する事にはなりぬ。つらつらこれを拜閱するに行狀の詳悉にして文章の優美なる事、諸傳に比類なし。安心起行の要義は吉水

の遺訓玉をつらね、念佛往生の靈驗は僧俗の先縱鏡をか
けたり。誠に大師一代の化儀を記すといえども兼てはま
た發心の勝縁、西方の良導なるものをや。昔我大師御在
世の時、常に左右に親炙しける門弟の中に聖覺法印隆寛
律師勢觀上人などおの師の行業を録しとどめられけ
る。傳記數編古より世に行われて大師の道跡いちじる
し。又まのあたり吉水の教化に浴し給える君臣僧俗の行
狀も、あいついで門人の記せる傳文、あまた世にとどま
りて共に當時の實録にして後の世の鏡なりけり。しかあ
れど祖師を去こと、やや遠ざかりゆくままに背宗の徒又
きをひをこりてみだりに傳記を作爲せしより玉石すこぶ
る色をあらそひ眞偽ほとほと跡をみだす。かくては末の
世の人のまよひ、法のわざはひなるべし。爰に後伏見上
皇、本より大師の徳行を御信仰ましましけるが、叡慮も
かたじけなくかかる事をや思召されけん。上人の道跡よ
り弘教の門弟、歸依の君臣等の行狀に至るまでただ吉水
門人のおのおの記し置る舊記をかながえて事の同じきを



21. 小兒登嶺の圖 (勅傳卷第三・國寶) 知恩院藏

はぶき跡の異なるをひろい數編の傳記を總修して一部の實録となし、萬代の龜鑑にそなへもうすべき旨舜昌法印に仰下さる。法印つつしみ承りて近代杜撰の濫述をば擇びすて、ただ門人舊記の實録のみ取用で類聚して編をなせ



22. 勅修御傳收藏筆筒の外装 知恩院藏

り。しげきをかりては要をあつめ、漢字を譯しては和語となし、見る人ごとに尋やすくさとりやすからしむ。をよそ二百三十七段、段ごとに畫圖をあらわし卷を四十八軸にととのえて奏進せらる。上皇叡感かぎりなく、更に才臣に命じて事實を校正し文章を潤色せしめ、繪所に仰てくはしく丹青の相を成しめ給う。しかのみならず行狀の詞は、上皇まづ宸翰を染させ賜えば後二條帝伏見法皇も共に御隨喜ましまして同じく宸筆を染させたまへり。又能書の人々、青蓮院尊圓法親王、三條太政大臣實重公、姉小路庶流從二位濟氏卿、世尊寺從三位行尹卿從四位定成卿に敕しておのの傳文を書しめ給えり。所謂一二三七八の五卷は後伏見上皇の宸翰なり。十四十五但月輪禪閣より下廿二但或人より下廿五廿六但上野國御家人よ卅三卅四卅五卅六但勝法房の一卅七段 濟氏卿筆卅八卅九四十二の十三卷は後二條帝の宸翰なり。第四十は伏見法皇宸翰なり。九十一一二二十三三十八三十の七卷は尊

圓親王の筆なり。第卅一は實重公の筆なり。十六十七廿四廿七廿八廿九卅二四十一四十三四十四四十五四十六四十七四十八の十四卷は濟氏卿の筆なり。四五六廿一但又一紙より廿三の五卷は行尹卿の筆なり。十九但仁和寺に栖尼より下は濟氏卿筆の二卷は定成卿の筆なり。かくて四十八卷の繪詞ようやく繕寫事はりにしかば、上皇斜ならず悦ばせ給いて繕寫の御本をばやがて官庫にぞ納められける。

上皇又思召れるは、もしながく官庫に祕藏せば利益衆生のはかりごとにあらず。またみだりに披露せば紛失の恐れなきにしもあらずと、依之重てまた繪詞一本を調られて副本にそなえ、かつは世間傳寫の因縁にもなさばやとて更に御草案の畫圖を取用いさせ賜いて、又一部重寫の勅願をおこさせたまひけるに、これも程なく功成てけり。

第一第十一第卅一の三卷は伏見法皇の宸翰、第八第廿の二卷は世尊寺從三位行俊卿の筆、残り四十三卷は後伏見上皇ことごとく宸筆を染させ給ひけるとぞ、誠にためしなき不可思議の御善事なりけり。正本副本兩部の御傳、おのおの四十八卷の繪詞、徳治二年に初まり十年あまりの春秋をへて、其功ことごとく成就し給いぬ。就中、伏見院御落飾の後は上皇世の政を知しめてことに御いとまましまさざりける。比しもなお衆生利益のために重寫の御沙汰まで思召入させ賜いけん。御宿善の程、よもおほろげの事には侍らじ。

さればいにしへより、今の世まで、御傳の利益の世に盛なるを思えばみな上皇の御賜なり。かたじけなきには侍らずや。これぞげにかの王身をもつて得度すべきものには王身を現じて爲に說法すとなんいえる、普門示現の御跡なるべし。さらではいかにとすずろに感涙をもよをし侍る。さて重寫の御本をば世間に流布して衆生を利益すべしとて舜昌にぞ給はりける。これより世こぞりて救集の御傳と稱して展轉書寫してひろく京夷にひろまりければ、諸人の尊重する事はるかに往昔門人の舊記にこえたり。されば道俗貴賤御傳を拜見して念佛門にいる人はなほだおを

く法印の嘉名も遠近に聞えしかば、其比台徒の中にいきどほりをなす人出來て舜昌名を我山の衆徒にかりなから顯密の行業をさしをきてひとえに念佛の興行を致し、あまさえ他師の行狀を記せる事。はなはだ其いはれなしとそしりをなすともがら山洛の間に聞えければ、法印又述懷鈔をつくりて山門にぞをくられる。

其略云老愚齡すでに八旬にせまりて病しきりに五内ををかす。なにのいさみありてか身に懦弱をいただき。心に偏執をおこさんや。非器不堪の身は永く聖道難行の研精に堪ざるゆえに淨土易行の悲願をたのむばかりなり。これまたく入聖得果の教をいるかせにするにもあらず、又利智精進の人をさみするにもあらず。抑彌陀本願の念佛往生は一代教主釋尊の誠諦の言なり。六方恒沙諸佛の證誠の説なり、山王權現納受し給える行なり。大師先德依用したまえる勤なり。もし是をも難ぜらるべくはまず教主釋尊を難じ、恒沙の諸佛を難じ、次に山王權現を難じ、大師先德を難じ申さるべき歟。其難またく老愚が身の上にはあづからじ。就中非器不堪の老愚は一乗修學の窓、とこしなえにくらうして眞常性の月かけをかくし、五相成身の觀こらしがたくして本不生の水にごりをます。顯教にも密教にも進退ともに度をうしない、眞諦にも俗諦にも内外ともに忙然たり。もし易行をさしをきて難行に堪ずば出離の道なにもつてか先途とすべきやと。いとねんごろに曉諭に給ひければ誹謗の輩もさすがにことほりにやをれけん。またさまたぐる人なかりけり。

それ舜昌大德は山門の住侶にしてはやく僧綱にすすみ學は顯密をきわめ德は智行をかねて瑜伽の壇の上には四曼不離の花をながめ、觀念の窓の前には三諦圓融の月をすまして台宗の名匠一時の雄才たりといえども智惠のさきらいみじくして自力斷證のかなひがたきをわきまえ、厭欣の思いふかかりしかば他力往生の易行には歸せり。しかあるに念佛弘通の諸師おほかる中にひとり吉水の御勸化のみぞ上は彌陀の本願に順じ、下は衆生の機縁に應じて往生

の靈驗見聞殊におほく、末法の得脱餘行に超過しけるを見てこそ、顯密の修行をさしをきて、專修の門には入給いけめ。されば御傳の惣修はもと上皇の嚴敕にかしこまるといへども法印の折衷はしかしながら報恩の素懐をつくせるならし。道心堅固にして浮雲の名利をわすれ慈悲廣大にして、衆生の沈淪をあはれむにあらずば、たれの人か聖道の家でありながら我大師の御化道をしも扶らるる事かくばかりねんごろならんやと。其宿縁の程いとたうとかりけり。さて舜昌法印をば御傳惣修の賞として知恩院第九代の別當に補せらる。其時官庫の御傳を正本と名づけてこれを賜わりてながく吉水の寶藏にぞ納められける。

をよそ我朝に諸師の傳記おほしといへども、いまだかくばかり盛なるはなかりき。ゆゆしき我祖の眉目にして宗門の光華にぞ侍る。其後吉水十二世誓阿上人宸翰を秘藏し思いたまいけるあまり、もしはからざるに非常の災などにあいて兩部の御傳時のまの烏有ともなりなば、いかばかり心うきわざなるべければ、一部をばいかにも世はなれたらんはるけき名山に藏して末の代の寶券に残さばやと、常に遠き慮をめぐらされけるが、老後に和州當麻の往生院に退居し給いける時、御正本はあまたの宸翰名筆備足して畫圖の彩色まで殊に勝れて嚴重なりしかば、これをば吉水の寶藏に留られ、副本一部を隨身して往生院の寶藏に納められけり。今に相傳えてかの寺第一の靈寶と崇むる是なり。

抑法皇も上皇も年比吉水第八世の如一國師を御師範に召れて淨土の三經五部一集の要義を學ばせ給いしより、西方の御願ふかく我大師の法恩を感荷し思しけるによりて、かくまでは叡慮にかけさせ賜いけるとぞ。しかしより以來御代ごとに吉水御傳を觀覽まします事にはなりぬ。ちかくは寛文七年の秋、後水尾法皇大師の行狀にいみじき事など仰出されければ、我門主尊光法親王御傳の盛事をいとねんごろに言上せさせ給う。法皇も兼てきこしめしをよ

ばせ給うなりとて叡覽あるべきよし仰下さる。やがてたてまつり給いけるに久しく御前にとどめられて。御愛敬淺からず、今更に大師徳行の高く古代書畫の精しき事など叡感ましましてこれ誠に希代の名物なり、殊に數百年の星霜ををくり應仁の兵火をものがれて四十八卷具足して今の世まで傳りけるも又奇なり。よろしく祕重して宗門萬代の規模にそなうべしとぞ仰下されける。法皇初て御傳を叡覽ありしより先代の帝のいとねんごろなりける護法の叡慮に御心感ぜさせ給いて、今又あらたに四十八卷の繪詞を調られて尊光法親王になんまいらせらるべしとて、延寶の比、土佐法眼常照、住吉法眼具慶に仰せて御傳の畫圖をうつさせられけり。丹青いまだ半ならざりける程、門主はからざるにかくれさせ賜いにければ本意なしと思召れけん。其後はいつとなく其御沙汰もやみにけり。畫圖のならざりしはいとをしく侍れども、やんごとなき護法の叡志はまた後の世の模範なるべしと、かたじけなくぞ侍るめる。

つらつら御傳の緣起を按ずるに、誠に僧中の公傳にして今古に比類なき事にぞ侍る。其ゆえは門人の舊記は上世の實録なれども、おのおの知れる所のみ記せられしかば、たがいに書もらせる事なきにしもあらず。さればあまねく諸傳を通わしめん事もわずらはしかるべきに、法印の總修は數編の傳記にのする所ごとくそなわりてさらに搜索のわづらいなし、いとめでたからずや。又惣修の功はさるものから、もし此宗の人の手になん出たらましかば猶うたがう人も侍らんを、台宗の法印平等利益の公心よりただ法のために記せられけん。其私なき程また思いやるべし。又たとい他門の人なりとも専修の行者ならましかば所弘の法を執する習いに、能弘の人師にも過讚の詞やまじふらんと、猶いぶかしさを殘す人も侍るべきに、かけまくもかしこきみことのりにをそれて舊記の世にも事のしげく、また要ならざるをばあるをだにのぞかれて侍り、王事もろいこととなし。法印あに私をいれぬや。ただ舊

記のままに書寫して潤文校正の御再治をばあふぎて天裁にゆずり奉られける。法印の案げにかしこくぞ覺え侍る。これより文章もいまひとしほ色はえて御傳の光いやまさりぬ。をよそ古今諸師の傳記おかる中に事蹟のつまびらかに縁起のおおやけなる事、此御傳に過たるは侍らず。時の人のいまさらのよううやまいたうとひて念佛門に入けんはげにさることにこそ。されば其頃澄圓上人という高僧あり。本は山門の學匠にて博學強記たぐひなかりければ、時の人讚美して一切經藏とぞ名づけける。精義神にいり靈辯玉をはく。當代の龍象なりしが、ついに淨土門に歸依し、鎮西の流を汲て專修の行者となり、淨土十勝論十餘卷を撰述して吉水の宗義を翼讚せらる。其中に大師の法語を引證して所立の義勢を成ぜられし事の侍りし時、或人なをその法語の眞偽をうたがいしかば、澄圓ただ我ひとりこれを得たるにあらず。亦知恩院別當法印大和尚位舜昌もこれを得て祖師の行狀畫圖の詞とせりと答申され、公論の證據には此御傳を出されたり。澄圓は舜昌法師と同時の人なりき。されば御傳のかくはや、時のために重ぜられし事、あに敕集のやんごとなく、作者のおおやけなりしゆえならずや。上代の智者なをかくのごとし、いわんや末代の人をや。かかれれば近代聖道の學者の中にも御傳をひらき見てすずろに深信を起し、念佛門におもむくともがらもあまた聞ゆめり。まして深閨の内にいつかれ給いて聞法の縁うとうとしからん婦人などのためには、これぞげに長夜を照す燈にして、苦海を渡る船なんめり。をよそ佛法廣しといえども戒定惠の三學を具せずして轉凡入聖の解脱を得なんとは、大乘にも小乘にも自力の法門にはおもい絶て侍り。たとい三學を一念に得というなる頓悟の輩も、そのうつは物むかしの人に及ばねば、實に漸修の功を積ざれば聖果の跡はあらわれず。しかれば生涯はただ理悟の凡夫にとどこをりて、後有いまだほろびざればなを三界の流轉をまぬかれず。更に隔生即忘の恐れありと、古人もふかくなげき給えり。然に濁世末代の此頃は道俗男女を論ぜず、あらがう所なき、三學無分のつたなき

身なり、すでに定惠のつばさなし、いかで二空の天にかけらん。爰に煩惱を斷せずして横に三界の苦域をこえ、聖位をふまずしてすみやかに四徳の樂邦にのぼる事は、ただ往生極樂の一門にかぎれり。されば極樂の門にあらざれば生死を出るに路なく、念佛の行にあらざれば極樂に生ずるによしなしと大師ものたまひき。しかあれど世もいよいよくだり人もいろいろひがめるままに、念佛の安心もまちまちにいひののしれば、無智の人はまよひぬべし。ただ彌陀本願の稱名、願行相續の正路をたどらん人は常に心にかけて一部の御傳をくりかえし、熟讀せんには過侍らじ。念佛の得脱、文理大に兼そなわり、往生の靈驗證跡また分明なれば、誠にこれ心行を定むるの良規、邪正をてらす明鏡なり。西方の行者みずからもよみ、人にもをしえて化益展轉せばこれ佛恩を報ずる、眞の佛弟子なるべし。いわんや念佛の法門はただ當來の果報をよろこばしむるのみにはあらず、現在の利益は求ざるにおのずから得る事になん侍る。ゆえはいかんとなれば無量壽如來は光明とこしなえに照して念佛の衆生を攝取して護念し、十方恒沙の證誠諸佛は慈悲神力を加えて。共に來て護念し給えば、ましてもろもろの菩薩聖衆諸天善神はかげのかたちにしたがうごとく、晝夜につねに護念し給うと侍るゆえなり。されば善導大師も護念の意は諸惡鬼神に便を得せしめず、また横病横死なく横に厄難ある事なく、一切の災障自然に消散す。これ念佛の現生護念増上緣なりと釋し給えり。末代の行者道俗男女をえらばず、此世やすらかに後の世たのもしく二世の祈願に功高く進みやすき事。念佛の行に過たるは侍らず。たまたま受がたき人身をうけ、さいはいにあひがたき本願にあえり、此度生死をはなれずは。またいつかを期せむや。ゆめゆめ寶の山に入ながら手をむなくして歸り給う事なかれ。

抑宸翰の御本は卷の内には題號なし。ただ表紙の上に法然上人行狀繪圖と題せられたり。今敕修吉水大師御傳と標題し侍る事は古より相傳えて敕修の御傳と稱したる上、今又あらたに圓光大師の徽號をおくり給りてしゆえな

り。かの唐の百丈清規は天下禪刹の通規なり。しかるに此書久しく世に行われてし後、損益のあやまりおおく侍りければ、元朝の徳輝禪師。これをなげきて校正添削せばやと思われしかども、私の刪修は天下の諸刹に通用しがたき事をやはばかりけん。殊に朝廷に奏聞して敕許をこうむり、刪定すでにをはりしかば、やがて敕修百丈清規と題せられける異國のためしも思い出られて侍り。

いわんや此御傳の總修は初め敕詔より事をこりてまた敕裁に及び、終に敕筆に事成てければ敕修の中に殊に勝れてかたじけなき物なるをや。かれは諸寺の通用をはかりて敕修の字をそえ、これに萬人の信敬を思いて敕修の字をくはう。其おもむきはやや異れども護法の勲功ははやく同じかりけり。からのやまとのいにしえも今も、かくばかり國王大臣の外護の力のとほしからざるを思うに附て今さら靈山の昔の附屬の驗しあるに感じ、なを彌陀一教、利物偏増の末代までも此御傳を見侍らん人々俗諦の敬ひより眞諦の信をおこして解脱の門にいりねかしと、思い侍るにぞ古今の美號に任て敕修吉水圓光大師御傳とは標題し侍るものならし源尊氏公、宸翰の御傳を拜覽して奉納の爲に、三合の唐櫃を寄進せらる。

第二 四十八卷傳の目録

なお其の内容(傳全集三一)を知る爲め二百三十七段の目録を掲出しておこう。

勅修吉水圓光大師御傳略目録

第一卷

序

父母佛神に祈て上人を懐妊し給う事

御誕生の時白幡天より降る事

小兒の時勢至と號する事

父時國定明が爲に夜討にあえる事

時國最後遺言の事

第二卷

定明逐電念佛往生の事

小兒菩提寺觀覺の室に入給事

觀覺小兒の器量を見て台嶺に送る事

小兒上洛の時道にて法性寺殿へ参りあい給う事

第三卷

小兒叡山持寶坊に入給事

持寶坊小兒の器量に驚きて皇圓の室に送る事

小兒十五歳剃髮登壇受戒の事

十六歳の時まず三大部を學び給事

十八歳西塔黒谷慈眼房の室に御遁世の事

法然房源空と名つくる事

第四卷

上人一切經御披閱の事

圓頓戒體問答の事

嵯峨清凉寺に御參籠の事

法相の藏俊二字を奉らるる事

三論の寛雅祕書を附屬し奉らるる事

華嚴宗の慶雅二字を奉らるる事

御室より上人を御招請上人御辭返の事

第五卷

上人自解の御物語の事

十住心論に附て弘法大師と夢中に御問答の事

中川實範二字を奉らるる事

上人教外の佛心に通達し給事

寶地房上人の智徳をほめ給事

寶地房博覽の事

上人の老後に靜嚴法印の弟子法門を尋ね奉る事

第六卷

上人一切經御披覽の後淨土宗に入給事

慈眼房と稱名觀佛勝劣問答の事

叡山黒谷を出て東山吉水に住して淨土宗を開給事

善導惠心の勸に隨て稱名を宗とし賜う御物語の事

念佛七萬遍の後は晝夜餘言をまじえ給ざりし事

凡夫入報土の義を顯さんが爲に別宗を立給事

信寂房に聖道淨土の二教を東西の宣旨に譬て御示の事

上人の命によて俊乗坊唐より五祖の眞影を將來する事

第七卷

法華三昧の時普賢道場に現じ山王影降の事

華嚴御披講の時龍神守護の事

上西門院にて御説戒の時小蛇解脱の事

三密御修行の時種々の瑞相現ずる事

夢中相承の事

三昧發得の後種々の勝相を見給事

第八卷

闇夜に光明を放ち給事

勢至菩薩來現の事

彌陀の三尊來現の事

靈山寺別時念佛の時種々瑞相の事

月輪殿より御退出の時頭光を現じ給事

御念珠より光を放つ事

鏡の御影并勢至圓通の文を自賛に用い給事

諸人種々の瑞夢を感ずる事

第九卷

後白河法皇御如法經の時上人御先達の事

御料紙をむかへ奉らるる事

寫經の水をむかえ奉らるる事

十種供養の事

御經奉納の爲に首楞嚴院に臨幸の事

中堂より還御の事

第十卷

高倉天皇上人に御歸依御受戒の事

後白河法皇御受戒并往生要集を講じ給う事

法皇上人の眞影を圖せしめて蓮華王院の寶藏に納め

賜う事

法皇御臨終上人御善知識の事

法皇の御菩提の爲に別時念佛六時禮讀を行じ給事

法皇の御遠忌に淨土の如法經を始行し給事

後鳥羽院御受戒并上西門院修明門院御受戒の事

第十一卷

月輪殿にて御佛事の時上人傳供の上座を勤め給事

殿下御歸依の餘り月輪殿に上人の御休所を造らしめ給

事

上人月輪殿へ参りたまう時殿下御はだしにておりむか

わせ賜う事

上人月輪殿の請に依て選擇集を御撰述の事

上人房籠禁足の事

月輪殿上人を師として御出家受戒の事

第十二卷

大炊御門左大臣經宗公念佛往生の事

花山院左大臣兼雅公念佛往生の事

右京權大夫隆信朝臣奇瑞往生の事

民部卿範光兼て死期を知り念佛往生の事

大宮内府實宗公念佛往生の事

野宮左大臣公繼公奇瑞往生の事

第十三卷

聖護院無品親王御臨終前に上人を請じて念佛往生の事

竹林房靜嚴法印上人の御教化に依て疑念を散ずる事

清水寺大勸進沙彌印藏瀧山寺に不斷念佛始行の事

興福寺古年童奇瑞往生の事

多くの師範選て弟子と成給いし御物語の事

引接寺の三尊御開眼の事

第十四卷

天台座主權僧正顯眞の事

大原問答の事

顯眞一向專修の行者と成給事

念佛勸進消息の事

勝林院に不斷念佛始行の時毘沙門感應の事

顯眞大願を立て一向稱名の五坊を建立の事

俊乘房始て阿彌陀號を附れし事

顯眞座主御往生の事

第十五卷

慈鎮和尚上人の御教化に依て受戒念佛の事

慈鎮日吉の拜殿にて七日の間西方懺法并六時に高聲念

佛の事

天王寺の繪堂に九品往生人の詩歌の事

慈鎮和尚詠歌の事

御往生の後或人に示し給う夢の事

月輪殿の御息妙香院良快僧正上人に歸依の事

淺近念佛抄を記されし事

第十六卷

明遍僧都光明山より高野山に遁世の事

僧都選擇集披覽の後專修念佛門に入給う事

僧都の夢の事

善光寺如來と聖徳太子と御書往來の事

天王寺鳥居の額の事

僧都上人に謁して散心稱名の疑を決し給う事

僧都日課百萬遍の行者を輕しめて夢に善導の御しかり

にあい給う事

僧都往生の事

上人の御遺骨を一期の間頸にかけられし事

第十七卷

安居院聖覺法印上人の御化導に歸せられし事

上人瘧病の時聖覺說法祈願の靈驗の事

但馬宮より念佛往生の御尋の時法印請文の事

上人第三年の御忌に法印眞如堂にて七日説法の事

聖覺法印往生の事

法印往生の後夢中に人を勸化し給う事

第十八卷

撰撰集の簡要の文少々譯和する事

往生大要鈔の三心要文の事

大經の釋の中に女人往生の願の細釋の事

第十九卷

月輪殿の北政所へ進ぜらるる御返狀の事

陰陽師阿波介初て二念珠を作る事

住山僧東大寺の上棟を見て疑を散じ奇瑞往生の事

尼聖如房の臨終に遺す御消息の事

法華讀誦の尼專修念佛に歸して往生の事

尼他人の夢に往生の事を告し事

第二十卷

天野四郎入道教阿に示し給う至誠心の御教訓をうけて

往生の事

沙彌隨蓮が夢に上人無智念佛の安心を示し給事

山伏作佛房熊野權現の御告に依て上人に歸依せし事

第二十一卷

上人常に仰せられし肝要の法語三十一箇條を記す事

小消息の事

念佛行者の用心委細の御教誡の事

第二十二卷

或人に示し給安心起行委細の御消息の事

或人の種々不審を答給中の十九箇條を記す事

第二十三卷

或人往生の用心を尋ける御答九箇條の事

觀相稱名を執せる鎮西の修業者に御教訓の事

第二十四卷

上人彌陀經の大意を演給事

諸宗の祖師は皆極樂に往生し給御物語の事

聖光房安樂房安心の尋に依て上人御答の事

四種三昧末代の人難行なる事

左京太夫信實朝臣の伯母に答給御消息の事

走湯山の尼妙真顯密の行を捨て念佛往生の事

第二十五卷

鎌倉二位禪尼念佛用心御尋上人御返狀の事

大胡隆義が子息太郎實秀安心を示し給上人御返狀の事

實秀夫婦奇瑞往生の事

武藏國彌次郎入道夢の告により死期を知て念佛往生の

事

中陰の追善の功德にて極樂の下品より上品にすすむ

事

第二十六卷

甘糟太郎忠綱上人に疑を決して戰場にて奇瑞往生の事

宇津宮彌三郎頼綱發心念佛奇瑞往生の事

蘭田太郎成家出家念佛奇瑞往生の事

西明寺殿念佛往生の事

第二十七卷

熊谷入道蓮生始て上人の御教化を承りてけしからず泣

きたりし事

上人月輪殿へ参り給時蓮生御件に推參せし事

蓮生上品上生の往生の大願をおこせし事

蓮生不背西方の文を信じて關東下向馬上にもうしろさ

まに乗たる事

蓮生不審なる事ども御尋申に附て上人の御返狀の事

蓮生兼て決定往生の種々の奇瑞を感ずるに附て月輪殿

より上人へ御尋の御狀の事

上人蓮生へつかはされける御返事の事

蓮生兼て死期を知て奇瑞不思議の大往生の事

第二十八卷

津戸三郎爲守上人に歸依して但信稱名の行者となる事

爲守種々の疑を尋申に附て上人御返事條々の事

爲守専修の行人三十餘人までになりけるよし申進じ

ければ上人御返事の事

征夷將軍専修の旨を召尋らるべきよし爲守上人へ申進

じければ委く御返事の事

爲守出家して尊願と號する事

尊願未曾有の捨身往生の事

末代には捨身往生を誠給う事

第二十九卷

成覺房幸西邪見の一念義を立て門徒を擯罰せられし事
平基親卿成覺房の義を記して上人に邪正を決せらるる

事

基親卿に答給う御返狀の事

越後國光明房に遣す一念義を誠しめ給御返狀の事

一念義停止の起請文を定給事

第三十卷

肥後阿闍梨皇圓發願して大蛇の身を受られし事

妙覺寺淨心房虚假の行者なりし事

本三位重衡卿生捕れて上洛の時上人の御教訓を蒙る事

東大寺造營の爲に上人を大勸進職に補せらるべき院宣

井上人御辭退の事

上人俊乘房を大勸進職に選び奏せられし事

上人大佛殿にて淨土三部經御講談の事

上人御詠歌の事

第三十一卷

南都北嶺の衆徒專修停止の訴の事

上人門弟連署の七箇條の起請文を座主に進ぜらるる事

月輪殿座主に進ぜらるる御消息の事

興福寺の衆徒白疏を捧る事

第三十二卷

聖覺を執筆にて上人所懐を述給える御消息の事

第三十三卷

住蓮安樂鹿谷にして別時念佛六時禮讚修行の事

官女出家并安樂死刑の事

建永二年二月上人遠流の宣旨下る事

門弟等なげき申によりて上人御教訓の事

月輪殿御なごりを惜給う事

第三十四卷

三月十六日上人花洛を出て夷境に趣き給事

月輪殿と上人と御詠歌の事

鳥羽より川船にてくだり給う事

攝津國經の島につき給う事

播磨國高砂の浦につき給う事

同國室の泊につき給う事

第三十五卷

讃岐國鹽飽の地頭が館に着給事

讃岐國子松庄生福寺に住し給う事

御手自勢至の像を刻て法然本地身等の文を書籠給う事

事

月輪殿御往生并光親卿に御遺言の事

東山禪閣彌陀經十萬卷摺寫發願文の事

津戸三郎爲守に御返狀の事

熊野權現上人の御本地を直聖房に告給事

上人國中の靈地を御巡禮の事

第三十六卷

建永二年十二月遠流赦免の宣旨下る事

攝津國柙部にてしばし御勸化の事

同國勝尾寺に暫く止り給事

上人所持の一切經を勝尾寺に施入し給う事

聖覺法印一切經開題供養の唱導の事

上人歸洛の宣旨下る事

八幡宮御託宣并上皇御夢想の事

建曆元年霜月廿日上人入大谷の禪房に歸住の事

第三十七卷

建曆二年正月二日より上人御所勞の事

上人予が遺跡は諸州に遍滿すべしとの給う事

十一日に佛菩薩の來現をおがみ給う事

同日来三昧發得し給う御物語の事

佛の御手の糸の事

廿日に紫雲坊の上になびく事

廿五日午の正中上人御往生の事

廿三日より廿五日の巳の時まで高聲念佛不斷相續の事

事

桑原左衛門入道念佛往生の事

土知恩院御影堂の眞影の事

第三十八卷

御往生の前後に諸人種々の瑞夢を感ずる事

有人大谷の御廟所を寄進并諸人瑞夢の事

知恩院の事

堀河太郎入道廟堂の柱を寄進靈驗往生の事

第三十九卷

御没後七七日佛事の事

初七日導師信蓮房檀那大宮入道内大臣の事

二七日導師求佛房檀那別當入道の孫の事

三七日導師住眞房檀那正信房湛空の事

四七日導師法蓮房檀那良清の事

五七日導師權律師隆寛檀那勢觀房源智の事

六七日導師法印聖覺檀那慈鎮和尚の事

七七日導師三井僧正公胤檀那法蓮房信空の事

公胤上人誹謗の重罪を懺悔し給う事

第四十卷

公胤決疑鈔を作て選擇を破し并前非を悔て念佛往生の事

梅尾明恵上人摧邪輪を作て選擇を破せられし事

後禪林寺靜遍僧都選擇集を破せんとして却て念佛門に

入れし事

第四十一卷

毘沙門堂明神法印選擇集に歸して専修念佛の事

法印述懐抄を作りて上人の義道をほめられし事

後鳥羽院遠所の御所并但馬の宮より散心念佛往生御尋

法印所存注進の事

法印奇瑞往生の事

第四十二卷

山僧並榎の堅者定照衆徒の蜂起を勸て隆寛等を流す事

嘉祿三年六月山門の衆徒大谷の廟堂を破却せんとする

事

六波羅より禁制の使者頓宮の兵衛入道西佛等これを

防ぐ事

御廟改葬の事

西郊にわたし奉る路次の警固の事

嵯峨及廣隆寺に移し置奉る事

安貞二年正月西山の粟生野にて茶毗し奉る事

正信房湛空御骨を迎て二尊院の雁塔に奉納の事

第四十三卷

白川の法蓮房信空附法の事

西仙房心寂生涯別時念佛の行儀にて奇瑞往生の事

嵯峨正信房湛空附法の事

二尊院并はりこの御影の事

播磨國朝日山の信寂房附法の事

摧邪輪を破せられし事

竹谷の乘願房宗源附法の事

沈の念珠を愛し魔障にあわんとせられし事

恒所作の念佛決定往生の物語の事

第四十四卷

長樂寺の隆寛律師附法の事

念佛三萬の外に毎日彌陀經四十八卷讀れし事

上人毎日彌陀經三卷讀誦御物語の事

隆寛後には誦經をとどめて毎日念佛八萬四千返の事

上人小松殿の御堂にて選擇集を隆寛に御附屬の事

律師遠流の時長樂寺にて別時念佛奇瑞を顯わす事

律師相模國飯山にて奇瑞往生の事

武州の刺史朝直朝臣律師の勸化に歸して念佛往生の事

遊蓮房圓照の事

第四十五卷

勢觀房源智附法の事

上人御臨終に一枚起請を附屬せられし事

上人御臨終に化女來現の事

遠江國蓮花寺の禪勝房の事

禪勝房の尋に附て上人御返答條々の事

禪勝房徳をかくし番匠をして世をわたる事

隆寛律師遠流の道にて禪勝房を尋逢れし事

醍醐の俊乘房重源附法の事

東大寺造營の大勸進職に補せられし事

諸國に七箇所まで不斷念佛を興行せられし事

第四十六卷

鎮西の聖光房辨長附法の事

上人三重念佛の高談の事

聖光房選擇集附屬并六箇年の間寸陰を惜て上人に學

びたまう事

聖光房歸國の後背宗の邪義を記して上人に御證判を請

れし事

聖光房念佛授手印撰述の時善導大師影現し給事

高良山の麓にて千日如法念佛の時の奇瑞の事

筑後國善導寺建立の事

聖光房毎日彌陀經六卷六時禮讀念佛六萬退轉なかり

し事

聖光房往生種々奇瑞の事

聖光房念佛往生修行門製作の事

勢觀房聖覺法印正信房等我義の誤なき證據には聖光

房を申されける事

第四十七卷

西山の善惠房證空附法の事

善惠房白木の念佛巧説の事

津戸三郎入道尊願の尋に附て善惠房返狀の事

九條入道將軍の御尋に附て善惠房注進せられし狀の

事

善惠房の末流多念無益の邪義を弘めて流祖の義にそ

むく事

善惠房恭敬修を好み精進修行の事

善惠房諸國に曼陀羅堂を建立し不斷念佛を興行せら

れし事

善惠房往生諸人夢想を感ずる事

第四十八卷

法性寺空阿彌陀佛和讃念佛の事

空阿の臨終行儀の尋に附て上人御返狀の事

天王寺西門の念佛は空阿奏聞をへて始置れし事

上人常に空阿の無智念佛の化導をほめ給し事

知恩院に安置する上人畫像の眞影の事

空阿兼て死期を知て奇瑞往生の事

東門の阿闍梨邪見によりて天狗となりし事

嵯峨の往生院念佛房の事

念佛房夢中に上人の御示にあづかりし事

嵯峨の清涼寺回祿の時念佛房知識をとなえて程なく

造營せられし事

嵯峨の往生院も念佛房草創なりし事

眞觀房感西の事

石垣の金光房の事

法本房行空成覺房幸西は一念の邪義を立て門徒を擯出

せられ覺明房長西は諸行本願義を執して撰撰集に違

背せる故并門徒の列に載ざる事

以上を要約すると第一卷から五卷までには誕生と出家より修學、第六卷から八卷までには淨土開宗、奇瑞、第九卷より十七卷までには天皇、公卿、高僧の歸敬、第十八卷より三十卷までには、宗旨の要義、庶民、武士の歸依、第三十卷より三十六卷までには南都北嶺の訴訟、それに對する起請文、法難、第三十七卷より四十二卷までには入滅、滅後の追考と迫害、第四十三卷より終までには門弟の列傳ということになっている。

第三 成 立 攷

1、舜 昌 編集の任に當つた舜昌については淨土傳燈總系譜(淨全卷一九の三四頁)に鸞宿が

世姓橋氏、江州志賀人、初登叡山而事唯眞、住功德院、策勵道業、後師一如、大領宗源、住知恩院、爲第二

九世。所記述書有述懷鈔、上人繪詞傳等、某年正月廿五日寂

と記すのみ、鸞宿は後に知恩院第五十世を繼いだ大僧正であるが、其の江戸増上寺掛錫中の享保十二年(一七二

七)に編集したものであるから、史料として價値の低いものであるが、他に知るべき傳記がないのである。舜昌の師僧たる如一國師というは上人の孫弟子鎌倉の然阿良忠(淨土宗三祖)より淨土宗義を受け後ち京都百萬遍知恩寺六世、知恩院八世を繼ぎ後醍醐天皇より佛元眞應智慧如一國師號を勅賜されている。

ところで舜昌の著『述懷鈔』第二十一「吉水繪傳述作事」(續淨全卷四)に

今不圖勅命ヲウケ、法然上人ノ勸化ヲ畫圖ニ寫シ、彌陀稱名ノ本願ヲ卷軸ニ顯ハス事、偏ヘニ一念彌陀佛即減重罪、云々

と自ら記している。また堺旭蓮社の開山澄圓は『淨土十勝節箋論』卷上乾中の「持名最上勝」の段に於て從上引上人法語、人皆知之、汝胡不見乎。匪啻小師獨得之。又知恩院別當法印大和尚位舜昌、得之而爲

祖師行狀畫圖之詞

とつけて述べている。其の『淨土十勝節箋論』の澄圓の自序は正中甲子元年(一三二四)十一月十五日であるが、別に跋文をよむと元應二年(一三二〇)正月十五日で自序より四年先行している。そうすると元應二年正月には舜昌によつて法然上人繪傳が既につくられていたことが知られるのである。

それでは舜昌はいつ勅命をうけて編集にかかつたかという推論である。舜昌は比叡山功德院に住し元來天台の學僧であつたのであるが、念佛の法門に歸し法然上人の徳を慕つて、上人一期の行狀をまとめることになつたのである。ところが山門の怒りをうけ且つ大いに誹謗せられるので自らの所信を披瀝せんとして著はしたのが上掲の『述懷鈔』である。その中で(續淨全卷四)

名ヲ吾ガ山ノ衆徒ニ假リナガラ、顯密ノ行業ヲ閣テ念佛ノ興行ヲ致ス事、其ノ謂レ無キ由シ誹ヲ成ス人、山洛

ノ間ニ儘有リト聞ニ。此事殊ニ痛ミ殊ニ歎ク者也。齡既ニ八旬ニセマリテ病頻リニ五肉ヲ犯ス。有^{テカ}三何勇ニ身ニ
 橋慢ヲ懷キ心ノ偏執ヲ起サン。非器不堪ノ身、ナガク聖道難行ノ研精ニ不堪故ニ淨土易行ノ悲願ヲ憑ム計リ也
 と辯じている。是の文によると上人傳編集は比叡山にいた頃と察せられる。上人傳の編集が完成した功によつて、
 淨土宗側の師範たる如一國師(知恩院八世)のあとに推されて知恩院九世となつてゐる。如一國師は元亨元年(一二二二)
 三月六日の滅であるから、上人傳はそれまでに出來ている筈である。舜昌は知恩院世代記によると建武二年(二三
 三五)正月十四日(一説二十五日)になくなつてゐる。

舜昌はただ「不^レ圖勅命ヲウケ」とあつて、それが何年の事であつたか判明しないが、忍激の『御傳緣起』にい
 う九十二代後伏見上皇よりの勅命とするならば院政期とみれば一三一三—一三二一年、遡つて御在位期なら一二九八—
 一三〇一であるが、寧ろ御在位時代の勅命と考える方が舜昌の傳記には相應しいようである。

2、知恩院 さて知恩院は上人が往生して埋葬せられた大谷廟を中心入門弟によつて築かれて行つた教團の本據
 に建つた精舎の名であるが、埋葬當時からの名稱ではなからう。然らばいつ頃からであろうか大いに考究すべきで
 ある。然し現在知恩院に遺つてゐる上人像版畫がある。鎌倉時代の逸品で正和四年(一三一五)に彫んで知恩院に納
 めたことを讚文に記してゐる。即ち若我成佛(乃至)必得往生の次に

此文者以黒谷御眞筆寫之、御影者上人存日以鏡自見ニ形像添削之本也、而今年刊之、安置知恩院以傳遐代頌
 行流通 正和乙卯十月二十一日

とあり(日本古代史論叢の拙稿『法然』此の古版本も古摺寫も共に現に知恩院に所藏されてゐる。)
(挿圖 23)
(参照)

そうすると「知恩院」という名稱は正和四年(一三一五)以前に出來ていたという確かな證據となるのである。



23. 法然上人御影（正和二年版） 知恩院藏

上人傳の中で古く「知恩院」を載せているのは此の『四十八卷傳』が最初である。

即ち卷三七に「件の眞影を知恩院へ送りたてまつる」卷三八に「忌月をむかえて貴賤いちをなし（乃至）當時知恩院といえるこれなり」、卷四八に「當時知恩院に安置する繪像の眞影すなわちこれなり」という三件である。そして後に澄圓によつて編集されている『淨土十勝節箋論』に舜昌の肩書を「知恩院別當法印」と記している。ところ

が他の上人傳に「知恩院」の名が見えていないのは注目すべきである。尙を『四十八卷傳』と『九卷傳』とは本末前後を従來論ぜられる程の間柄であるのに、此の『九卷傳』にも「知恩院」の名が記されていないことは大いに考えねばならぬ事である。

上人滅後廿五年の嘉禎三年航空が編輯した『傳法繪流通』四卷は上述の如く上人の最初の弟子たる信空の系統をつぐ正信房の嵯峨住房地（二尊院の地）を以て上人にとつて最も有縁の地として宣揚につとめている。また覺如の『拾遺古德傳』九卷はただ親鸞を上人の門弟に加えることが主眼であつて廟所については大谷を最初の埋葬地、二尊院は法難を避けて一時遺骸を移したところ、粟生（光明寺）は火葬の地と記しているだけで、『傳法繪』の如く

嵯峨小倉山の麓の地を強調するでもなく、大谷の地を特に上人の靈蹟とも記していない。

ところが大谷の最初の墓所を中心に集つている勢親房源智の門流、そして鎮西に下つた聖光房辨長の弟子で後ちに鎌倉に本據をもつた然阿良忠の系統を引く者ら（鎮西流の門流）は嵯峨に行かず、上人の最も有縁の地として大谷の墓所を崇敬し、そこに集合することになつた。そしてそこに建てられた精舎をいつしか「知恩院」と呼ぶことになるのである。

而して「知恩院」の知恩は百萬遍知恩寺に發端するが、知恩寺の沿革を知らんとしても餘り確實なものがない。ただ伊藤祐晃氏の遺稿『淨土宗史の研究』中「百萬遍知恩寺考」に収録しているものによれば、加茂の河原屋に源智が住み上人の「恩を知る寺」という意により「名に知恩寺、今ノ百萬遍是也」という程度である。「院」は寺の所管する子院の意味である。源智及び其の門流は加茂河原屋即ち知恩寺を本據の住房となし、上人の墓所のほとりに立つた堂宇を所管するに當り「知恩院」と命名することになつたものであろう。

知恩寺は開山法然上人、二世源智（三代蓮寂、四世道意、五世智心）、六世如空（如一國師）と傳々し、知恩院の世代は開山法然上人、二世源智（三世道宗、四世道舜、五世覺生、六世遍空、七世了信）、八世如一國師となつているが、知恩院の三世から七世までの事蹟は不詳であり、知恩寺にしても三世蓮寂が淨土宗三祖良忠と對談して宗意を校合した以外六世の如一國師までは未詳であつて共に暗黒時代とも稱すべく、如一國師以降兩寺のことがだんだん判明してくるのみである。

此の事は知恩寺、知恩院が教團として其の時期にあつては微力であつた證據ともなる。

3、如一國師 而して如空（如一國師）は大江家光の子であつて出家し淨土宗門に歸し淨土宗三祖良忠の弟子木

幡慈心に法をうけ後ち知恩寺第六世をつぎ、轉じて知恩院第八世を重している。學徳高く辨才に富み伏見、後伏見後二條、後醍醐の歸依をうけ伏見法皇、後伏見上皇のために淨土の三經、善導の五部九卷を進講し後醍醐天皇より佛元眞應智慧如一國師の號と紫衣を賜つたという。和歌も續千載集、新千載集に編入されていたところから推して其の才能と聲望の高かつたことが充分に察知せられる。そして知恩院の存在も大きく世間から認められたことである。前記正和版の木版「法然上人御影」のつくられたのも此の第八世如一國師の在任中のことであつたのも注意すべきである。

如一國師が伏見、後伏見、後二條の三帝の歸崇をうけたという事と、四十八卷傳の作製に同じ三帝の御名が出てくるという事は考え合わせなければならぬであろう。そして舜昌が如一國師の弟子であつたということ。

想うに如一國師によつて知恩院の基礎が確立すると、上人傳も亦知恩院を中心にしたものが欲しくなつてくる。覺如が親鸞を門弟にとり入れた上人傳即ち『拾遺古徳傳』をつくり上げたように如一國師は皇室との縁故をたどることによつて「知恩院」を顯彰し、上人の門流を代表するものは鎮西流祖聖光房辨長である立場に於いて從來に見られない上人別傳をつくり上げることを考え偶々學才のあつた弟子の舜昌に白羽の矢を當てて編集せしめることにし、上人の徳を顯彰する爲めに勅願と宸筆とのことを奔走して成功したと考へたいのである。而して自ら立てた企劃を舜昌が成就した功勞によつて舜昌がもと天台的學僧ではあつたけれども、抜き出して知恩院の後任に推舉して死んで行つたものではあるまいか。

4、四十八卷傳「舜昌は『述懷鈔』に自ら「不圖勅命ヲウケ法然上人ノ勸化ヲ畫圖ニ寫シ」と記してはいるが、卷數には言及していない、そこで從來淨土宗史家は舜昌の編述したのは『九卷傳』であつて『四十八卷傳』はおく

れて後ちに増補したものと論ずるのが常であつた。然し「知恩院」の名を初めて『四十八卷傳』に見るとせば如一國師時代に出來た上人傳には「知恩院」の名の入つたものが必要であり、また現在の『四十八卷傳』の如き繪畫も詞書の墨蹟も勝れたものは如一國師時代以外には出來ると考えられない。

而かも本願寺覺如の子たる存覺（一二九〇—一三七三）が四十八卷を寫している。知恩院史に照合する時、八世如一國師の在住は一二九三—一三二一年、九世舜昌は一三二一—一三三五年であり、覺如の葬送を誓阿（後の十二世）が懇義に取扱つたという存覺袖日記の記事によると十世西阿の世代中の觀應二年（一三五二）正月の出來事である。

『存覺袖日記』の次の記事「黒谷四十八卷繪詞料紙事」の年次は不明であるが、舜昌の世代には存覺は立派に活躍しているのであつて、是らを勘考する時、九世舜昌に四十八卷傳がつくられたという説は妥當と言いうるであらう。即ち『存覺袖日記』四二（六六一）に

黒谷四十八卷繪詞

杉原四半紙五行定

- 第一 第一卷ヨリ 三十六丁
- 第五 第五卷マテ
- 第二 第六卷ヨリ 三十九丁
- 第十 第十卷マテ
- 第三 第十一卷ヨリ 四十五丁
- 第十六 第十六卷マテ
- 第四 第十七卷ヨリ 五十丁
- 第二十 第二十卷マテ
- 第五 第五卷ヨリ
- 第六 第六卷ヨリ

第七

第八

第九

第十

第四十一卷ヨリ
第四十五卷マテ

第四十六卷ヨリ
第四十八卷マテ

六十二丁

三十八丁

と記されている。ところで其の内容が知恩院所藏の四十八卷傳(國寶)の詞書に合するか否か、或は他の上人傳ではなかつたかを疑う事もあるが、現在存覺の書寫本は存否不明であつて照合することは出来ないのであるが、唯一つ傍證となるものが遺されている。それは西本願寺寶庫に天文五年證如の奥書のある「黒谷聖人繪詞拔書」である。其の内容は四十八卷傳の卷二十一から卷三十迄である。抄略本であつて現存の四十八卷と全同ではないが、大體各段がそろつてゐるといふ宮崎圓遵博士の報告である。

そうすると上掲の『存覺袖日記』で第五、第六、第七、第八には卷數を省略しているが、第一―第四、第九、第十より類推して、第七(卷二十一)、第八(卷二十六)の内容に該當するもので、存覺の書寫本か、そのまた複寫本かを底本として證如が筆寫したものであり、西本願本の天文寫本の内容が知恩院本の抄略本に匹敵するならば存覺の書寫した原本は確かに知恩院本四十八卷傳であつて、「黒谷四十八卷繪詞」と記しているから繪相と詞書とのそつた四十八卷傳が存覺の時に出来たことが充分納得出来るのである。尙おかかる浩辭な繪卷が度々つくられることも容易なことではなからうと推察すると、存覺のみた知恩院の四十八卷傳が即ち現存本と斷定出来るのである。

存覺の滅後七十二年の文安元年(一四四四)六月の中原康富の日記に

〔六月十日の條〕次向伊勢兵庫助亭、法然上人之繪四十八卷知恩院在之、二十卷許在之、予披見了

〔同 十一日の條〕 昨依約束向伊世兵庫亭（中略）昨日之殘法然上人緣起今日具又見了、西山上人之分四十七卷ニアタル往生之分今日再拜見了

とあり、卷四十七に西山上人を編しているのは現在の『四十八卷傳』にもあてはまり、間違いないのである。

されば知恩院所藏の四十八卷傳は存覺の時代に既に完成して居て足利義政の時代には公卿の間で相當珍重愛玩されてきたことが知られるのである。

第四 筆 者 攷

法然上人行狀繪圖四十八卷（國寶・知恩院藏）の筆者について從來の傳説をあげて聊か私見を述べてみよう。

上掲の『御傳緣起』に於て畫圖に就てはただ「繪所に仰せてくわしく丹青の相を成さしめ給う」とするだけで畫工の氏名を擧げてはいないけれども、寺傳では土佐吉光、同邦隆、同行光、同光顯、姫小路長隆、同長章、飛彈守惟久、法性寺爲信の八人分擔の合作とも土佐吉光の一筆、或は光信の一筆とも言つてゐる。然し四十八卷を通覽するに技工甲乙あり畫様筆致一様ならず、其卷數の浩辭なるを想い合せて到底一人のよくすべき作品でなく、數人の手になつたことが察せらる。そこで吉光及弟子の寄合畫、或は吉光、邦隆、長隆、光顯、長章、惟久等の合作という異説も古來傳わつてゐる。然し畫工の年歴を推算するに吉光は家系審かではないが、土佐系譜には經隆の三男で刑部大輔となり正安年中の人という。伏見天皇の時代なることは明かである。邦隆は分脈に中務少輔隆親男、經隆の弟で顯文抄には安元頃の人となし、長隆は分脈に左中將宗信卿四男で顯文抄には文永頃の人となつてゐる。光顯惟久は貞和の頃、長章は時世未詳（倭錦には長隆の男、延慶年中とす）。かように邦隆の安元から光顯、惟久の

貞和迄を數うると百七十年という懸隔であり、傳説の畫工の氏名には首を傾けしむるものがある。況して安元元年は法然上人（四十三歳）淨土開宗の年であるから此の繪卷のあろう筈がない。

次に詞書の筆者である後二條天皇が詞書の一節を宸翰染めさせ給うたとせば天皇は徳治三年に二十四歳で崩御になつてゐるから遅くも徳治年間に淨寫が始められたとせなければならぬ。また尊圓法親王が同じく染筆せられたとせば親王は正平十一年五十九歳の薨去で徳治三年にはまだ十一歳の幼齡であるから、徳治以後七、八年は繼續せられたと見なければならぬ。

畫工吉光は正和年中南殿の障子に賢聖を畫いたというから、徳治延慶の頃にも尙お存してその弟子と共にこの繪卷を描いたものであろうか。

同じ吉光筆と傳うる前出の増上寺所藏『法然上人繪傳』二重文と此の知恩院所藏の四十八卷傳とは韻致筆法兩なが

ら同じくはない。前者は人物の顔容など比較的に表情に富み描線又稍々優麗にして流暢、後者は頭大圓顔巨鼻の人物多く衣文の線條概ね佶屈頸直の風致があつて兩本を同一筆とはせられないのであつて、畫者未詳というのが妥當かも知れない。唯だ吉光と餘り時代を異にせない土佐派の名家によつてもせられたものかと考えられる。兎も角四十八卷を通覽するに初めに屬する部分の繪は非常に立流なもので三十五、六卷頃までは繪具も潤澤に用い、其構圖筆致賦彩實に優れた場面が少くない。終りに近づくに隨ひ繪相が聊か見劣りする感がある。それにしても概して筆致は餘り強くなく彩色は寧ろ濃厚である。人物の活動山水樹木の畫き振りなど鎌倉初期の繪卷の如き微妙な趣には缺けてはいるけれども、鎌倉末のものとしては優秀な作品であつて融通念佛緣起への過渡時代所産と云うべきである。

尙お此の繪卷が土佐派の宋畫をとり入れた自然描寫の一標本として見るべき價値は存する。即ち神護寺の山水屏風や藤澤遊行寺の一遍上人繪傳中の山水に比較するに、其等は共に精緻の手法により純土佐畫の特質を發揮しているもので、一遍上人繪の如きは種々新しい工夫は試みられてはいるが、土佐畫の域内に於てのみの試みに過ぎないのである。ところが、此の法然繪傳四十八卷にあつては精緻の裡にも尙お活達の趣があり、巖石の皴法及び著色の如きに至つては、宋畫の様式を充分に加味されている。宋畫の感化をうけているものに圓伊の一遍上人繪傳がある彼は山岩樹木を書くに淡彩を以てして而かも奇筆を弄している。然るに今の法然上人四十八卷傳には奇筆を弄せず著色も淡彩ならず、雲煙模糊の狀なども強いて試みず、換言せば宋畫を學ぶこと最も穩當にして而かも能く之を土佐風に調和せしめている點に此繪傳の特色をあらわしていると思う。

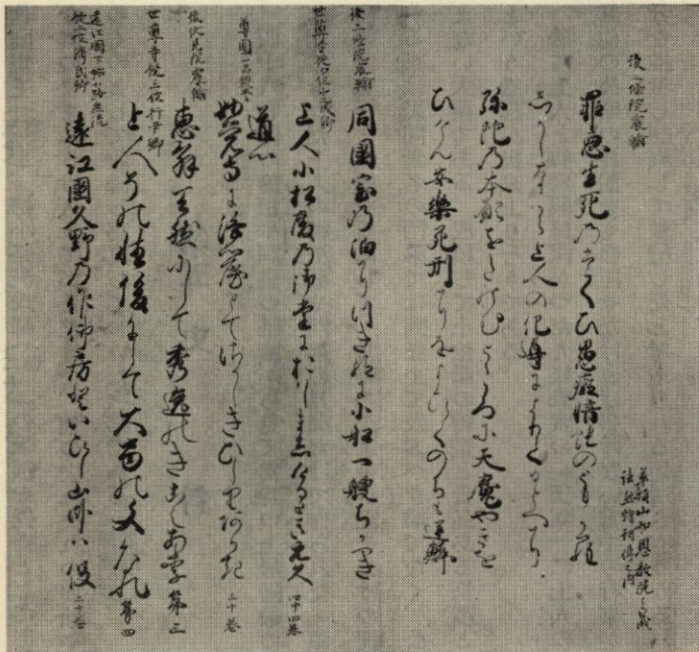
次に大和當麻廼院所藏の四十八卷傳について一言しよう。是れも殆んど同様な筆者所傳であるが、當麻本は知恩院本の複寫であることは後に考證する如く詞書の脱漏からも證明され、また一見して製作年時のおくれていることは申すまでもない。隨て『御傳緣起』にいうが如く直後の作品ということは首肯できない。

知恩院十二世誓阿普觀が當麻へ退隱の時に携行したという説にも疑問を抱かせるほど當麻本はおくれて室町時代の作品かと思われる。隨て『御傳緣起』にいう「又一部重寫の勅願をおこさせたまいけるにこれも程なく功成てけり。第一第十一第三十一の三卷は伏見法皇の宸翰云々」というが宸翰でもなく、勿論後年つくられた説で信用しかねる。

尙お詞書に宸翰を染めさせられているという點である。

即ち『御傳緣起』によれば、知恩院本の一、二、三、七、八の五卷は後伏見上皇、十四、十五、二十一、二十五

二十六、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十二の十三卷は、後二條天皇、四十は伏見法皇の宸翰とされているが、阿川文正氏（淨土學廿七輯）『四十八卷傳製作私考』が論考照合されて「それぞれの筆者の



24. 冷泉爲恭の覺書（法然繪詞の筆者） 香川縣 金刀比羅宮神社藏

宸翰と對照して見るとそれぞれ本人の筆蹟とは斷定し難い」というのは妥當な説である。更に「然し實に見事な筆蹟である事は申す迄もなく當時の能書の筆法である事は確かであり、筆蹟がそれぞれ異つているのも事實である」というのも首肯せられる。

ところで先年香川縣琴平町金刀比羅宮神社を採訪した際に冷泉（岡田）爲恭の筆になる春日驗記繪卷と共に數片の斷簡を得、その中に爲恭が知恩院にあつて四十八卷傳を剝落模寫した際の覺書を發見したのである。それには「華頂山知恩院之藏法然繪詞傳之内」と端書して後二條天皇（勅傳の三十三卷第二段罪惡生死云云と同三十四卷第五段同國室の泊云々）後伏見天皇（同三卷惠解）の宸翰に列べて世尊寺定成卿（四十、天然云々）

尊圓親王(三十卷)、姉小路濟氏卿(二十卷)の筆蹟を覺書として影寫している。是等の筆者は何れも『御傳縁起』の所傳を其のままにうけ入れているだけで、他の夫れ夫れの宸翰や筆蹟を照合したわけのものではない。ただ「手鑑」式のものとして収録し寫眞しておいた次第である(挿圖24)。(参照)

第五 史 料

四十八卷傳の繪相や詞書の筆蹟から見て當時の上層階級の手になつたことは充分察せられるが、其の詞書の内容に就てもただ上人の御法語や門弟の見聞だけで作られた『源空聖人私日記』や、醍醐本『法然上人傳』、航空の『傳法繪流通』とは趣を異にして、當時の公家の日記や公けの記録類を多分にとり入れてることが察知せられる。かかる事は民間無名の門弟では到底企て及ぶべき業でなく、公家仲間には有力な知己をもつていたものでなければ出来ない大業である。成稿して土佐派の繪畫と貴品ある筆蹟とによつて繪卷に仕立て上げられると成程「勅修御傳」という縁起が出来上りそうである。

殊に上人と特別關係深かつた九條兼實の『玉葉』に上人の記事が屢々あらわれている反面、今の四十八卷傳には其他の公卿の日記をも参照せなければ書けない宮中の行事が此の四十八卷傳に記されている。中には記録のない部分を推量し想象して敷衍したと考えられる箇所も有りうる。

そこで高倉天皇御在位の時、勅請に依つて主上に一乘圓戒を授け奉つたということ卷十及び卷三十六、後白河法皇が河東

小路の仙洞で如法經を修せられ法然上人を御先達とせられたこと九卷、上人の眞影を蓮華王院の寶藏に收められたこと十卷、建久三年法然上人を臨終の善知識に召されたこと十卷、後鳥羽院も度々勅請あつて圓戒を御受け遊されたこと十卷

十卷など他にその記録がないだけに注意すべき記事で後日は等を傍證する史料の出るのを待つべきである。

九條兼實が『玉葉』建久二年九月二十九日に宜秋門院(後鳥羽天皇中宮、兼實第一女任子)が上人より受戒勅傳卷四十

のことを記し、建仁元年十月十七日宜秋門院御出家の時、「法然參勤」ということは『明月記』や『建仁元年熊野山御幸記』にも見えている。そうすると勅傳に上西門院(統子、鳥羽天皇第二皇女)十卷、修明門院(重子、後鳥羽天

皇太后、順德天皇御母)十卷が上人より授戒せられていることが記され乍らも、他に見えないということは兩女院の傳記を補う參考史料として保存すべきであろう。

上人の淨土宗別開は庶民教化が主眼であつたのであるが、叡山に傳わる大乘圓頓戒の正統を黒谷叡空より相承していたところから、貴族上層階級に招かれて授戒の作法をなすこととなり、それが九條兼實を始め慈圓、定家、三條長兼の筆録に載るところとなり、藤原實宗、同經宗、平基親などの公卿衆にも歸依せられたことが、自ずと上人を宮廷との關係を持たさしめることになり、其れが後ちになると貴族上層階級から、上人に關する史料を割合多く惠まれて別傳記がつけられる結果になつて行くのである。

そこで上人繪傳として最初に出來た『傳法繪流通』は門弟として能う限りの資料を蒐集してつくり、此れが後續する幾多の繪詞傳の原流をなすけれども所詮民間作品である。それに對して今の四十八卷傳は貴族階級の史料を充分にとり入れた所謂貴族間作品である。

尙お此の四十八卷傳を作製するに丁り史料蒐集に關し相當の努力を拂つてゐることが知られる。先ず上人の遺された法語、著書を出來る限り採用している。次に門弟の行實傳記をも力めて廣範圍に收録してゐることである。

また元久元年十一月七日附で上人及び門弟達が署名した七ヶ條起請文の如き、本文は和譯してゐるが其の連名は

他傳では省略していることが多いのに本傳は八十八名まで書き上げているのである。

尙お選擇集(挿圖25 参照)撰述に關して其の

緣由を詳細に記述し、其の執筆者について

て(傳全集四九 一五〇頁)

安樂房外記入道 師秀子を執筆として選擇集

を選ぜられけるに、第三章の章書寫の

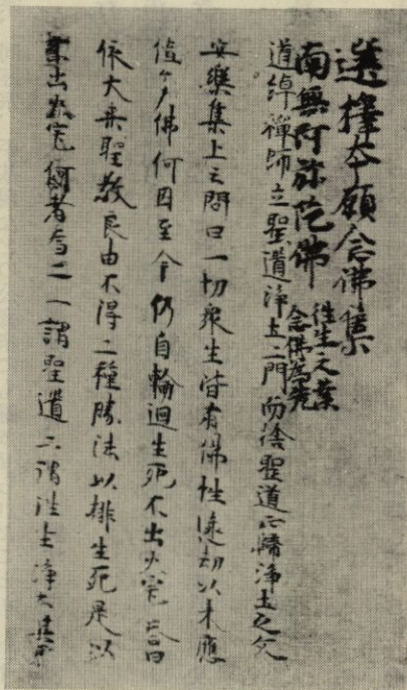
とき、予もし筆作の器にたらずばか

くの如くの會座に參ぜざらましと申けるをきき給て、この僧僞慢の心ふかくして惡道に墮しなむとて、これをしりぞけられにけり。その後は眞觀房感西にぞかかせられける。云々

ということを傳えているが、現在京都市廬山寺所藏の選擇集(重文指定)を見るに正しく第三章の途中から筆者が替つてゐる。門弟の間に云い傳えられたところを採録したものか、九條家に祕藏する『選擇集』を確認して記したものか記述と實物とが符合する點大いに感心せしめらる。

第六 當 麻 本

1、副本考 知恩院に四十八卷傳正副二本のあつたところ、大和當麻寺奥院に移管された事情に就ては前掲の忍



25. 選擇本願念佛集の卷首(重文)
京都 廬山寺藏

激『御傳縁起』に

其後吉水十二世誓阿上人宸翰を秘藏し思ひたまひけるあまり、もしはからざるに非常の災などにあひて兩部の

御傳、時のまの烏有ともなりなばいかばかり心うきわざなるべければ、

一部をばいかにも世はなれたらんはるけき名山に藏して末の世の寶券に

殘さばやと、常に遠き慮をめぐらされけるが、老後に和州當麻の往生院

(奥院)に退居し給ひける時、御正本はあまたの宸翰名筆備足して畫圖

の彩色まで殊に勝れて嚴重なりしかば、これをば吉水の寶藏に留めら

れ、副本一部を隨身して往生院の寶藏に納められけり。今に相傳へてか

の寺第一の靈寶と崇むる是なり云々

と記しているし、知恩院所藏『舊記採要錄』には、吉水十二世誓阿上人

第十二世誓阿上人住持之時康安元年(正平十六年一三六一年)宗祖大師百五十回遠忌

に當て、勅して慧光菩薩之諡號を賜う。又誓阿上人へ詔してのたまわく

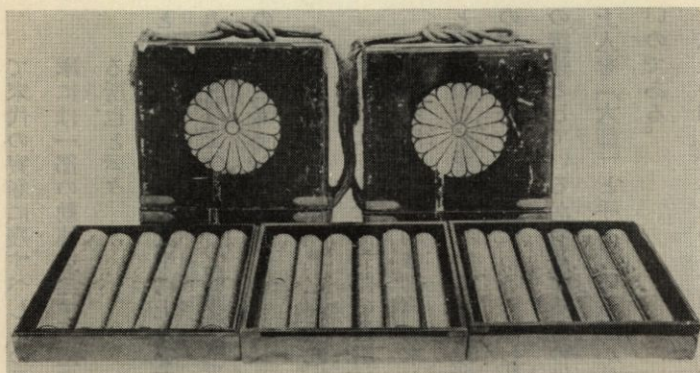
祖師の傳正本副本とも甲乙なし、就中重寫の一本は第一、第十一、第卅

一の三卷伏見法皇の宸翰、第八第廿の二卷は世尊寺從三位行俊卿の筆殘

る四十三卷後伏見上皇悉く宸翰を染させ給う、叡願又たぐいなし一庫に

兩部を秘藏し、若不圖非常の災ありて一時に烏有ともなりなはうき事

の限りなるべければ一部はいかにも世はなれたらんはるけき名山に残し



26. 勅傳當麻本(重文)外觀 奈良縣當麻 奥院藏

て末代の寶券に残すべしとの勅諭により大和國當麻寺の奥に一字を建立し佛殿には宗祖大師の眞影を安置し寶庫には一部の勅傳を藏す。兩傳とも今に相傳へ現存し、一宗の靈寶天下の美玉と崇む。是皆朝恩のしからしむる所也と云々

となつてゐる。右の文中に上人を宗祖大師と稱してゐるのは初めての大師號「圓光」の下賜された元祿十年（一六九七）正月十八日以降の記録作成であることが知られ、前掲の忍激『御傳緣起』と文章の相似せる點より忍激以後のものと考えられる。

大和當麻奥院には『奥之院緣起』があり、それには

奥之院に安置せる大師の眞影は元知恩院に崇め在りしを應安三年（一三七〇）の春勅許に依りて十二世誓阿上人當院を開基して勅修御傳副本と俱に納め奉る

と移管のことを傳えている。知恩院『舊記録』の康安元年（一三六一）とは年次に於て九年の差異があるだけで其他の内容は殆んど同様である。但し此の『奥之院緣起』も後世の撰述である。奥院では第三世入阿（知恩院第十八世）の撰述としてゐるが現存するものは慶應二年（一八六六）に第四十九世現阿大緣が書寫となつていて、これも文中に上人を「大師」と呼んでゐる點から入阿時代のものでなく、元祿十年以降であり、隨て其の内容の信憑性は甚だ薄いのである。

以上の如くであるから當麻本の移轉事情に就て確たる史料がないわけで、知恩院第十二世誓阿が携行したという確證が奥之院緣起以外にないのである。而かも現存の當麻本四十八卷傳は知恩院本直後の作品とはどうしても考えられない。

2、作製年代推考 誓阿のあと知恩院から當麻奥院に退隱したのは前記の入阿である。但し何年に大和へ移つたか知恩院、奥院の兩寺記録でも判明せないが、知恩院では入阿のあと堯譽隆阿^(十九世)、空禪^(二十世)、大譽慶竺^(二十世)と次第し、退隱した入阿^(十八世)は空禪世代中の文安五年^(一四四八)八月廿六日に示寂している。とところで二十世空禪の世代中に四十八卷傳が知恩院から伊勢兵庫助亭へ持ち出されているのを中原康富が見ている(康富記文安元年六月十、十一兩日條)。

また江州金勝寺に於て永享九年八月日に玉泉房覺泉が法然上人繪傳を書寫したものを十一年後の文安四年十月廿五日更に複寫したことが近衛家文書整理中發見した『法然上人繪詞黒谷上人繪詞拔書二卷現在陽明文庫本」の奥書によつて知り得たのである。

是等が入阿の存命中の出來事であること。また此れより少し前の永享三年に知恩院が焼け足利義教將軍は再興を令し翌年五月二十世空禪が知恩院本堂勸進牒(人別一文四十八萬人に喜捨を求む、版木現存)をつくり淨財勸募に當つている。

そこで考えられる事は知恩院の火災により避難の爲めに四十八卷傳が持ち出されている間の出來事ではなからうか。即ち玉泉房覺泉が抄略本をつくつたのは知恩院火災(永享三年)後六年目であり伊勢兵庫亭で中原康富が四十八卷傳を見たのは十四年後である。忍激『御傳緣起』に「もしはからざるに非常の災などにあいて兩部の御傳、時の間の烏有ともなりなば、いかばかり心うきわざなるべければ、一部をばいかにも世はなれたらんはるけき名山に藏して末の代の寶券に残さばやと云々」という考えが實は十二世誓阿の時でなく、二十世空禪の代になり、今眼前に火災を見て複寫し副本を遠隔の大和當麻寺に残そうと考え、當麻奥院三世^(知恩院十八世)入阿^(知恩院では二十世)の手によつ

て當麻へ移管されて行くのではあるまいか。

以上は勿論假定の説ではあるが、そうなると當麻本の出來た時代と合致するようである。また伊勢兵庫助亭に四十八卷傳があつたことも或は複製本をつくる爲めで、あの流麗な當麻本はの宸翰でないとしても貴族上層階級の手でなくしては到底及び難いもので此の時は當麻本複製途上でなかつたらうか。

また玉泉房覺泉が抄録し得たのも知恩院から持ち出されている間の寸隙を利用した所産であつたかも知れない。

3、複寫本 當麻本は知恩院本を見寫した複寫本であるということは第一、實物を比較して製作年時の差異あること、第二、詞書に脱漏の箇所があることである。

即ち去る大正十一年暑中休暇を利用して當麻奥院にて藤堂、江藤兩氏と共に親しく對校したが、卷十八の「私云淨土宗の學者まず(五十二字脱漏)すべからく聖道をすてて淨土に歸すべし」、「あるいは成就せるもあり(十二字脱漏)いぶかし法藏菩薩の」、卷十九の「廻向しまいらせ(三十字脱漏)候はばやとこそは」卷三十六の「念佛をもて(十九字脱漏)さきとす」の如き其の著しい例を發見したのであるが、想うに書寫の際に誤つて脱漏した結果であり、知恩院本を見て當麻本が複寫せられた證據である。

4、異筆の少ないこと、當麻本詞書筆者は『御傳緣起』に、伏見法皇(第一、十一、三十一)、世尊寺行俊卿(第八、二十)、後伏見上皇(餘の四、十五卷)となつているが、就中伏見上皇(餘の四、十三卷)、奥院記録では伏見法皇(第一)、世尊寺行俊卿(第二、八)、後伏見上皇(餘の四、十五卷)となつているが、就中

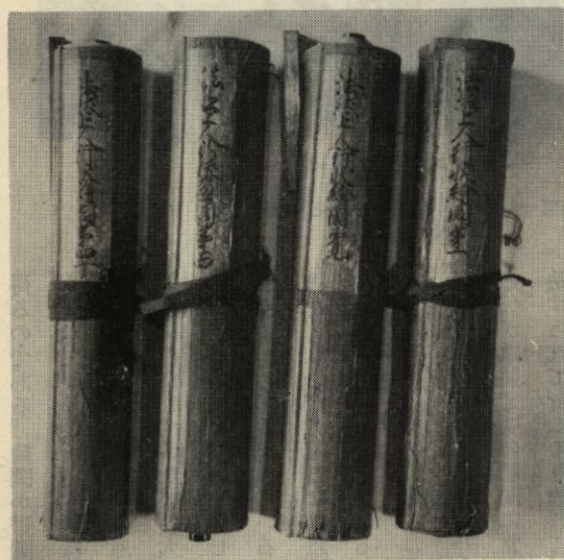
第八と二十の二卷だけは他と異筆らしいが、其他四十六卷は伏見法皇、後伏見上皇と區別し難いほど殆んど同一人の筆蹟かと思わせるものである。能書の筆法であることは間違いないが無論伏見、後伏見の宸翰ではない。然し此の異筆の少ないことも知恩院本を見乍ら一氣呵成に書き上げた證據である。

5、料紙のこと 知恩院本は詞書と繪相とは全く別紙を使用しているに、當麻本は別紙のところが多いけれども間々詞書が繪相に喰い込んで見うけるのである（挿圖27）。



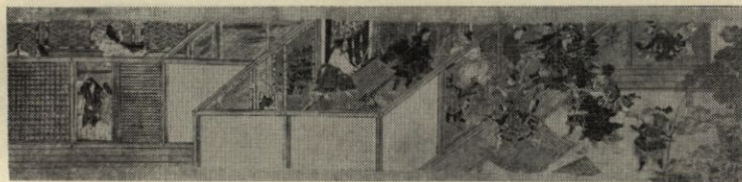
27. 勅傳（當麻本）の詞書と繪と同一料紙なること（重文） 奥院藏

6、外題 四十八卷傳正副共に内題がなく外装に題簽を附し、それに外題を認めているが、それは本文詞書とは別筆であり兩本とも通巻別々に同一筆である。知恩院本は「法然上人行狀繪圖」となつ



28. 知恩院本の外装（國寶） 知恩院藏

ているのに對し、當麻本は「法然上人形狀繪圖」である。この「形」が特徴であり、一見知恩院本と識別し



29. 爲恭模寫



30. 知恩院本 (國寶)



31. 當麻本 (重文)

勅傳卷第一第四段 定明の夜襲と小矢兒の圖

得るのである。繪圖が畫圖になつてい
も交つてゐること兩本同様である。

7、繪相 當麻本は知恩院本繪相をそのま
まに模寫してゐない。大略は似てゐるが
當麻本は時間の経過を示し、人々の行動を
よくつかんで表現してゐる。いま夜襲の場
面をとり擧げてみるに知恩院本(參照30)は
敵を迎へてゐる態勢であるに對し、當麻本
(參照31)では父の時國がはや疵をうけ、小
兒(後ちの法然上人)は小矢を放つて、其
の矢が敵將定明の眉間に當り、女房は男に
助けられて背にのり逃れて行くといふ次の
瞬間を描寫してゐるのである。江戸末期に
知恩院本を模寫した爲恭筆のもの(參照29)
はただ忠實に模寫してゐるに過ぎないので
ある。

知恩院本の繪相は詞書を具體的に描寫す

ることに努力し四季の變遷を示すために草木を描き、風俗建築様式にも眞劍にとり組んでいて岩繪具も充分に使用している。是に對して當麻本は幾分工夫を凝らして補訂している點はうかがえるけれども、兩者を比較すると群參の人物の數を少くし、塔や木立の描寫なども随分簡略に繪具も薄く使つて聊かお粗末な感を與えるのである。

第七 表 裝 修 補

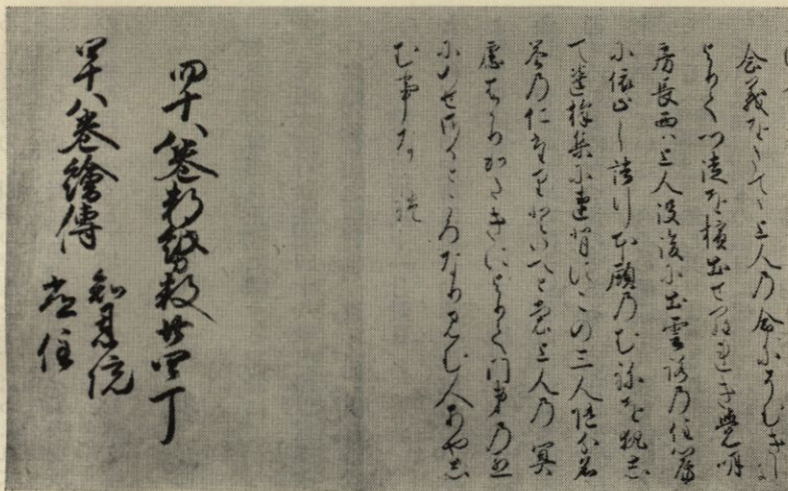
知恩院の塔頭良正院に藏する記録に

元祖大師行狀畫圖四十八軸已舊以蠹壞故損、因加修補裝飾、而復其初矣。乃告後代住持及山大衆、斯是宗門之龜鏡當山之至寶也、護之如眼目、以致傳無窮云。

寶永三丙戌十一月穀日

とあり、この記事は現今勅傳を收藏している筆筒の前蓋裏にも金字で書かれている。知恩院四十二世白譽秀道は是より先き傳奏衆へ上人に大師號宣下を願出で元祿十年（一六九七）一月十八日圓光大師と勅諡せられたので此れを記念し、報恩のために同十三年には『勅修圓光大師御傳』四十八卷を梓行し、今また寶永三年（一七〇六）十一月に修補することになつたのである。現在の表裝は此の寶永修補のものである。尙お其際各卷の料紙を一々算えて其の卷末に記している。今その第四十八卷を例にとると、「四十八卷料紙數廿四丁 四十八卷繪傳 知恩院常住」となつている（挿圖³²）。然し其れよりも以前に遡つて修補されたようである。

それは知恩院本の繼目に墨書で花押が記されている（挿圖³³）。現在は（恐らく寶永三年修補の際）その花押のところが表示させる爲に一廻り大きく切抜いて表うち表裝されているのである。是の花押の書かれた際に經師屋に表



念我なりし、三人の命ふしし、
 ありくつ凌を授けては、さきき
 房長西、三人没後、小出雲守の位、
 小依心、落り、願乃、し、
 て、遂、梅、葉、小、連、相、
 卷乃、仁、を、を、
 慮、を、
 小、
 じ、

32. 勅傳第四十八卷の奥書 (國寶) 知恩院藏



33. 知恩院本勅傳の裏花押 知恩院藏

装させ、一枚もぬき盗られない用心からかと察せらる。此の花押について、従来知恩院の寺傳では足利尊氏の花押と稱して来た。その原因は忍激の『御傳縁起』の終りに

源尊氏公宸翰の御傳を拜覽して奉納の爲に三合の唐櫃を寄進せらる

とあり、現在室町時代の經唐櫃三合が知恩院にあり、寶永三年の表装修補されるまではその中に收藏されていたらしい。現在は爲恭模本を代りに藏めているのである。果して尊氏が奉納し

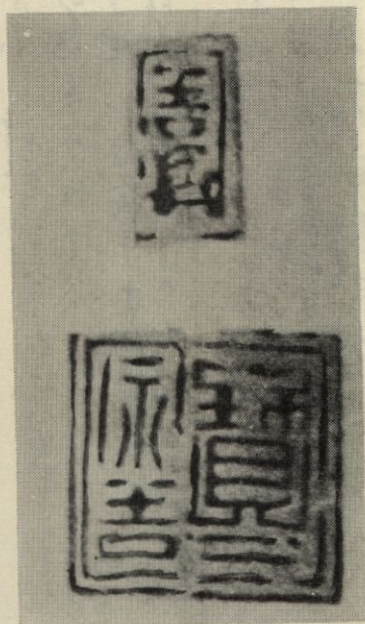
たか否や何ら確證はない。また繼目の花押は尊氏のものではない。ところが先年伊藤祐晃氏が百萬遍知恩寺什寶調査の際大譽慶竺百萬遍十九世の花押が是に該當することを知り得たという、若し慶竺のものだとすると上述の如く二十世空禪の代に知恩院が焼けて四十八卷傳をもち出し避難させているから、その次の廿一世慶竺が四十八卷傳を表装補修をして其の際に散佚を防ぐ爲めに料紙の繼目に花押を記したものと考えられる。

次に當麻本の修補に關する記録は傳つていないが、ここでも一、二回は行われたことであろう。當麻本にも裏の繼目に小大二つの朱印(挿圖34)が捺されている。誰の印判なるや知る由もない。

第八抄略本

四十八卷傳が餘りに浩辭である爲め完全な寫本を僻けて抄略本で用を足すことにしたらしい。

1、存覺本 上既に述ぶる如く存覺と知恩院との關係は極めて濃厚であつた。知恩院に貞治四年(一二六五)十一月開刻の「黒谷上人御法語」古版本二面が所藏されている。一枚起請文と今一つ別の御法語である。存覺は袖日記(二九條)に貞治六年三月廿四日附で「世號一枚消息」、同年二月廿六日附で「世號二枚消息」なるものを書いて孝



34. 當麻本勅傳の眞判 奥院藏

序文は勅傳のそれであり、上人の誕生、淨土開宗、聖光房辨阿、明遍、公胤、一枚消息、勢觀房、大原談義（以上）法蓮房信空、上西門院説戒、選擇集、慈眼房、月輪殿、聖覺、左遷、勅免、減後の法難、常に仰せける御法語など（以上）を収録している。順序は勅傳と必ずしも一致していないが、肝要なところを抜萃しているが往生のところを缺いているのはどうしたことであろう。奥書には

本云

永享九丁 巳八月日於江州金勝寺書寫之畢

右筆 玉泉坊覺泉

持主 正玉

岨 文安四年十月廿五日書寫之了

とあり、其のあとに上人の御法語を心覺書式に書寫し抄録したものが書きつづけられている。

文中淨土開宗を承安五年春となし、また所依の經釋について善導の觀經疏であると記している點が勅傳と共通しているのである。十六門記も同説で他傳は異説をあげている。勅傳と序文を共通している九卷傳には觀經疏のことがないところから推察して、此の近衛本は四十八卷傳より拔萃したものと考えらる。

而して近衛本と稱する冊子本は京都大學寄託が解かれ、移されて現在は京都市右京區宇多野の陽明文庫に他の文書類と共にうけつがれ保存されている。

第九 卷 傳

1、二部合成 法然上人傳記の『九卷傳』と通稱されているものは二部から成立つている(傳全集三三)。(五頁以下)。

その第一部というは法然上人繪詞卷第一で殘缺本である。序文(四十八卷傳と殆んど共通)、一上人誕生事(詞書なし)、二鞭竹馬遊覽事、三夜討の事、四臨終の事、五登菩提寺事、六爲登山母乞暇事、七參會法性寺殿御出事、八登西塔北谷持法房事(詞書なく、以下缺)で一卷にも足りない不完本である。そして第二部は『法然上人傳記』と題し、九卷まで完結して一巻毎に上、下と分つて十八部から成立つている。其の序文は「老の眼たちまぢにおどろきやすく云々」とあつて四十八卷傳のそれと全く異つているが、本文に入ると共通したところが多く、四十卷傳より收載の分量が少く壓縮されているので、從來これを四十八卷傳の稿本であると考えられて來たのである。即ち淨土宗全書卷十七の九卷傳奥(二四)頁に忍海が

九卷傳は元祖滅後凡五十年の頃に於て隆寛律師の門葉より記録せしと古傳に云傳えたり。凡元祖御傳の内に最初の編集なり。故に舜昌法印錄せる勅修御傳四十八卷もこの九卷傳を基とせり云々

と記しているが、年代に齟齬があり、上人傳の最初なりということとは傳法繪を無視している所論で誤りである。忍海は京都小松谷正林寺藏の法然上人繪傳四幅に札銘を書いている(第六章第八)。(忍海本参照)。尙お熏譽在禪は忍海の説を補訂して

今私云、曇譽忍海上人古傳を載せられたり。然るに古傳と云と雖も信用し難し。奈何となれば九卷傳は元祖滅後凡八九十年の内に編集したりと見えたり。蓋し舜昌法印の集録にして勅修の草稿にもなりぬべし。云々

とここでも四十八卷傳に先行する説となつてゐるが、九卷傳と四十八卷傳とは寧ろ前後が逆であつて四十八卷傳を縮削し他傳もとり入れ、西山派祖證空を上人の正統傳持者とせんとの意圖で編集されたものと考えるのである。上人傳の最初でないことは、本傳自ら其の卷九ノ下(傳全集)。(四六四頁)に

諸傳の中より要をぬき肝をとりて或は紕謬をただし或は潤色を加えて後賢におくりて云々と著者自らが云つている。

さて二部は全く異つた上人傳であるを後世になつて一つにしたものと考えられ、第一部は四十八卷傳に近似している「殘欠本」であるが、第二部は四十八卷傳を参考にし乍ら編纂し直して更に別の史料をも追加して出来たものである。

2、西山派祖正流 次に本傳が西山派祖善惠房證空を賞揚していることである。即ち卷三上に

是併し上人弘通の正義をしらざる故也。善惠上人は本師上人の勸化をつぎ化導年ふりて行年七十にして寶治元年十一月廿六日午刻、種々の奇瑞をあらわして端座合掌念佛二百餘遍を唱て往生せられき。當世西山門と號し、小坂義と稱するは彼善惠上人の流也。

また同卷上に

善惠上人の義更に本師上人の義に違すべからず。されば津戸入道は上人御往生の後は不審の事をば善惠上人に尋申けるに、彼返狀、全く上人勸化の詞に違せず。

更に同卷上に

善惠上人の門流と號する人々の中に義理若し本師上人の請文、善惠上人の消息に違する事あらば全善惠上人の義にあらず。末流の私の今案なるべし。あなかしこ云々

尙お卷七上に

上人御往生の後、御門弟の中には誰人にか不審をも尋申べく候らんと申けるに、善惠房といえる僧に相尋べし

と仰られければ云々

というように、善惠房證空こそが上人の正統傳持者であると敘述しているのは西山門流の手によつて四十八卷傳を改作したものと考へらる。

参考のため四十八卷傳の聖光房辨長の條を引合ひに出すならば、同卷四十六に

勢觀房(上人常隨の弟子源智)は先師念佛の義道をたがえず申人は鎮西の聖光房なりとぞまた云わく

二尊院の正信房などもわが義のあやまらぬ證誠には聖光房をこそ申されけれ

と四十八卷傳は聖光房を上人の正統として擧示しているのと全く對照的である。想うに如一國師が百萬遍から知恩院に移つて鎮西義が盛んになつて來たので、上人門流中の高弟であつた證空の系統を引く西山派が對抗的意圖のもとに派祖を顕彰する爲めに作つたものである。

次に九卷傳の卷四上に「羅城門礎事」という奇怪な傳説をとりあげている。この傳説は『十卷傳』と本傳のみであつて、醍醐本、傳法繪、拾遺古德傳、四十八卷傳にない物語で、九卷傳が創作した傳説であるかも知れず、是等も四十八卷傳より後作という一例にはなるのではあるまいか。

3、傳 來 表題に示す如く初めは繪相のある上人傳であつたであろうが今は其の繪相を佚している。知恩院山内の入信院に所藏されていたもので學僧義山が勅傳翼贊をつくる際に大いに参考した當時の所持本を寫し傳えているのが淨土宗全書卷十七に收録されて底本となつている。此の詞書だけでさえ珍本とされた程で繪は随分早くから失われているものらしい。爾來轉寫本が幾種か出來たもので法然上人傳全集前篇本傳には京都市一條淨福寺所藏の

江戸中期の寫本を採録した。別に記すべき奥書も載つていなかった。

第十 複 寫

1、燈譽本 知友堺市濱寺の南史一氏の許にて、昭和二十七年冬に四十八卷傳袋綴の古寫本を拜見することを得た。表題は『法然上人傳繪圖』となつているが、知恩院藏本の複寫であることを確認した。其の奥に

本云 永祿元年戊午八月廿五日燈譽判八十六歳書功訖

また別に「天正九年庚未六月廿五日書功畢 三十郎三慶花押」と記されている。これには繪相はない。然し四十八卷完

本の複寫本では當麻本に次ぐ古寫本である。燈譽が嘗て永祿元年（一五五八）に書寫したものを二十一年後の天正九年（一五七九）に三慶が轉寫したことになる。此の燈譽である。寫本の所藏者が和泉の在住者であるところから現在岸田市になつている春木西福寺開山燈譽ではあるまいか。燈譽は知恩院所藏の末寺調査帳である蓮門精會舊詞第九冊（續淨土宗全書卷一八、一〇三頁）によると、開山燈譽は

永祿二己未年二月晦日行年八十八歳而遷化之由申傳、此儀も燒失已後記録無之故不分明、元祿九丙子年十一月四日

西福寺玉譽

となつてゐる。年齢に一年の差異があるも西福寺も確かな記録を燒いたとあるから寂年の八十八歳も八十七歳であつた記憶違いかも知れない。尙お此の燈譽は佐野（泉佐野市）上善寺を始め泉州に多くの名利を開創する程の大徳であつたから知恩院に於ても相當信望を得て四十八卷傳を複寫することを許されたものと察せらる。三慶本は其れの轉寫本である。

2、徳富蘇峯本 故人が東京都大森在住時代親しく拜見した袋綴本である。奥書によると慶長十二年（一六〇七）正月京都大宮歸命院住僧文譽がまだ宇治にいた頃、大願を發して宇治から何回も知恩院へ通つて漸く四十八卷傳を書寫し得たということを記している。此れにも繪相はなく詞書のみである。現在同志社大學へ徳富文庫として移されてゐる。

3、尊光法親王本 後奈良天皇は享祿四年（一五三二）閏五月より徳譽光然（知恩院皇子）を召して四十八卷傳を講ぜしめ、後水尾法皇は知恩院尊光法親王（法皇の皇子）を召し四十八卷傳をとりよせ親しく叡覽ありて

これ誠に希代の名物なり、殊に數百年の星霜をおくり應仁の兵火をものがれて四十八卷具足して今の世まで傳りけるも又奇なり。よろしく祕重して宗門萬代の規模にそなふべし

と勅詔あり。而して先代の帝の叡慮になぞらえ四十八卷の繪詞を復寫せしめて尊光法親王に賜るべしとて土佐法眼常照、住吉法眼具慶に命じて製作されんとしたが、其の功未だ半にして法親王圖らずも延寶八年（一六八〇）正月六日示寂せられるにより其後はいつとなく御沙汰止みになつたと『知恩院舊記拔萃』に記されている。

四十八卷傳の叡覽は、其後も享保二十年三月に中御門天皇『知恩院日鑑』、寛政二年五月二十五日には光格天皇に當麻奥院本も併せて叡覽（同日鑑）に供してはいるのである。

4、古畫目錄本 古畫目錄によると「法然上人四十八卷傳 從四位下刑部大輔飛彈守光秀」と「法然上人繪傳

四十八卷摹本 狩野周信 同古信」というのが見える。兩本とも其の所在を明かにしないからどの程度の摸寫本であるか知られない。弘願本を晴川院狩野養信が摸寫して參考に資したように四十八卷傳の繪によつて新しい畫境を開拓しようとして摸寫したものであろう。

春山武松氏(東洋美術 第九號)

は村山長舉氏所藏の岩佐勝重(又兵衛 嫡子)

筆「室君圖」が四十八卷傳卷三 十四「室津の段」を原畫

にしていと指摘されたことがある。浮世繪の宗家とも云うべき岩佐家が此の繪卷に畫材をとつて一端に過ぎないが前記の光秀、周信、古信も亦畫材の參考に資する爲めであつたか或は幕府、または大藩からの所望によつて摸本をつくつて納入した時のものか、何れなるや其れは今では分らない。

5、桑名久村本 これは表題が『法然上人形狀畫圖』となつていて其の内容も當麻奥院の複寫であることが知られる。詞書と繪相とも原本に忠實に極めて鄭重に剝落寫された繪卷仕立てである。元來四十八卷あつたのであるが、舊藏桑名別院から久村家へ運搬の途次何者にかによつて盜まれ現在は四十六卷を桑名市吉津屋町久村源助氏が所藏されている。江戸中期の摸寫本でかかる浩蕪な繪卷を繪相と共に寫している點に於て後に出来る知恩院本の爲摸恭寫と對比すべきである。

6、爲恭本 近世大和繪復興の名手と言わるる冷泉爲恭が知恩院本四十八卷を三本複寫しているのである。知恩院、増上寺(第六章第九の2參照)名古屋の某家所藏がそれである。

四十八卷傳は宮中で觀覽に供したとは別に江戸城に於ても屢々台覽に供せられている。即ち寶永六年には將軍家宣、天保十四年六月には將軍家慶が台覽あつた。其の節新しく副本を寫し作ることが議せられ繪畫が出来れば詞書は原本の例に倣い主上の宸翰を始め堂上方の染毫を將軍家より朝廷に直接願出たところ、其の手本に原本を用いるは餘りに大切なるものなる爲め、同様の複製本をつくらせたいというので申出となつたのである。

處が是より先きの天保三年四月二十五日の知恩院日鑑に

御門主(尊超法親王)尊前(説行大僧正)へ御直に被仰談候に者、昨日院參之處勅修御傳昨冬關東え取寄に相

成狩野探信筆に而寫得に相成候事も御上被開召、爾來猥に不指出様御内々御沙汰爲在候に付、向後山主並兩役寮主立合封印いたし殿重に守護可有之旨、門室重役え證狀爲取替置候様被仰聞、右尊前より兩役へ被仰付候事と。此の記録によると光格天皇は此の四十八卷傳を尊重あらせられ猥りに門外に持ち出すことを叡慮あり、門主尊超法主の參内の際に其の嚴重護持に就て内々御沙汰遊されたことが察知せられる。よつて門主は住職説行大僧正に注意し護持の規定を作製されるまでに至つた。

かかる折に將軍家からの申出により詞書の事を朝廷に御願申出たのであるから叡慮にもそい、法親王より大僧正へ注意せられた事柄も實現することになるのである。いよいよ將軍家の希望に基き、知恩院の原本に代る副本をつくることについて其の複寫筆者の白羽の矢が、冷泉爲恭に立つたのである。爲恭については夙に「兼而古畫寫生見事之趣に候」という風評のあつたことは天保十五年七月二十五日の知恩院日鑑に委しく記すところである(知恩院史五八頁)。弘化五年二月二日の日鑑には

於公邊に大師繪詞傳御寫に相成、右之御品御殿え御廻し相成、當大僧正御方始役向山内共、可致拜見候、依御沙汰尊前始役向山内共拜見候事

とあり、複寫に着手してから寫生の終るまでに五歳餘を要している。處が繪傳の目錄には

嘉永第六癸丑春中初浣

藏人所衆正六位下行式部省大録菅原朝臣爲恭謹寫之

と記されている。完成には更に五年を経て嘉永六年に及んでいる。増上寺にも爲恭書寫の法然上人四十八卷傳があるが、其れには嘉永六年七月増上寺前大僧正章譽の筆にて「圖書國司爲恭が好古の志厚く繪圖の業に巧なるを傳え

聞き、華頂山（知恩院）の幹事に計りて原本を摸寫せしむ。弘化四年の春より去の年までに全く功成りぬ云々」と認めている。繪卷の目録には知恩院のと同様嘉永六年春の落款をとどめている。其の間の消息を傳うる記事が知恩院日鑑には次の如く出ている。三月十七日（嘉永六年）の條

緣山（増上寺）章譽大僧正御方御在職中 大師繪詞傳御當山新寫之通緣山にも御什物に被成置候に付、年頭使參府之節御頼有之候に付、畫工冷泉爲恭へ申付追々出來次第差障り當今全部出來候に付、年頭西園寺持參候處緣山様にも殊外御満足被思召御謝辭有之、役者始畫工夫々懸り年來手數も相懸り、右爲御挨拶銀十枚大僧正より被下候に付右之旨奥向へも申上役所一同畫工行者相模へも致配分候事

右の如く當山の爲めに四十八卷一本を書寫せしめているうちに増上寺からの希望もあつて、また一本書寫したのである。ところが爲恭自筆の法然上人畫像裏書（京都市左京區高野蓮華寺所藏——藤堂祐範氏藏の爲恭筆反古も同文）に

おのれはいかなる多にしにやありけむ、今は廿とせはかり先つ年に門生源恭儀藤原永言等をひきいて吉水の寺（註知恩院）なる圓光大師勅修繪詞の元本をもて寫し奉ること三本、又一本其ほとにおもいつづけたまふけるは、愚によつて拙き身のかかる尊き卷々を度々にうつし奉る此ゆかりをもて、口に南無阿彌陀佛などおもいつづけてあり經たるに云々

と述懐している。三本以外に更に一本つくるとは斷念している。さて知恩院、増上寺の他に一本は何れに所藏されてあるかと探索している時、偶ま大正十二年福井縣小濱舊藩主酒井家賣立てがあり、爲恭摸寫の法然上人繪四十八卷のあるを知り、それは名古屋の某家を買いとられ移り行つたという。

此の酒井家へ法然繪卷が納まつたについて考えられることがある。爲恭當時の酒井若狹守忠義は京都所司代で、既に酒井家から『北野天神緣起』摸寫の依頼をうけている。ところが酒井の家には『伴大納言繪詞』が秘藏されてあつて爲恭が是非觀たい繪卷であつた。が、なかなか許されない。そこで其れが拜觀許可の歡心をうく爲めに四十八卷傳を持ち込んだものらしい。所願成就して伴大納言繪卷は爲恭が摸寫し得たので安政三年（一八五六）門生三谷盛茂に其の摸本を贈つてゐる。自らの手で寫したかつたのである。藝術探求への熱心からである、然し御所に入出して小御所の屏風を描いた程の爲恭が今また幕府方の所司代家へも出入するということが朝幕關係複雑の時代にあつて勤王方から密偵と疑われ、此れが身邊危急を感じ後ちに京都を遁れ大阪、粉河、堺、大和へ潜伏して遂に大和丹波市にて利殺されることにもなるのである。

偕て四十八卷複寫の費用であるが、天保十五年七月廿五日の知恩院日鑑によると、書寫料其他米、薪炭油、美濃紙總計金壹百四十兩となつてゐる（委細は拙著『宗教と藝術』の（冷泉爲恭と其の入信経路に））。

また爲恭一筆ではなく上掲自筆文の源恭儀藤原永言二人の外、行納を加え門人三人を手傳わせてゐる。

尙お大正十三年八月香川縣金刀比羅宮を採訪した際に、法然上人繪傳殘缺二十二軸のあるを知り驚いたのであるが、此等は爲恭が自らの参考の爲めに書寫していたものであり、上掲の四十八卷傳の宸翰覺書（插图²⁴参照）も其の時の所産である。

それと共に狩野永納奥書の四十八卷傳摸寫も此の神社に遺されてゐるところから察して、永納も爲恭に手傳つていたのであろう。

逸木盛照氏の著書『冷泉爲恭の生涯』によると、爲恭は金刀比羅宮所藏の「奈與竹物語」を一覽する爲めにわざ



36. 勅傳の摸寫 (狩野永納筆) 香川縣 金刀比羅宮神社藏

わざ同社へ行つたものである。また奈良春日神社の社家富田光美が金刀比羅宮司と昵懇の間であつたので、爲恭の歿後彼より預つていた印章まで金刀比羅へ届けたというから、爲恭の作品や覺書斷簡などが同社に現在傳つていたのである。

また法然上人傳縁由についての草稿(挿圖37参照)も私は金刀比羅宮で見付けたのであるが、それには

法然上人傳云は、後二條院震翰にして繪は土佐吉光の筆になるもの、今に三緣山に傳れる。いかにも世にまれなる畫詞傳なりとて、されば今の華頂山の大僧正この傳を摹寫してよとおほせことありければ去し冬遠く江戸にいたり彼山の大僧正に請い奉りて繪は大島千載をしていにしえふりのままをうつさしめ、詞書はおのれ老の眼を拭いつつようよう寫しとり侍りぬ。ことしの春都に登りて華頂山の大僧正に奉りけるにこよなうよろこばせ賜いて、これなん法の師の鑑ともなりて人の心を正すべきものなりとて遂に知恩院の寶庫におさめて永く後の代に傳え賜う。よりてその故よしを卷の端にしるし侍りぬ。

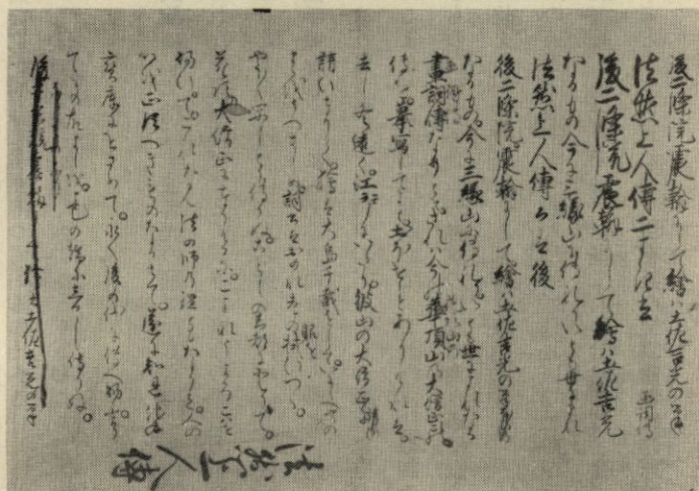
即ち知恩院から四十八卷傳を江戸の三緣山増上寺へ納入した返禮として増上寺所藏の法然上人傳二卷(傳後二條天皇宸翰・土佐吉光繪)を畫工大島千載に寫させ、知恩院へ納まることになつたということが知られるが、現在其の複寫繪卷は知恩院寶庫に現存せない。

ただ最近名古屋市中村區光明寺（住職和田靈心氏）に或る信者から寄進になつた江戸末期寫しの増上寺本二卷を光明寺で拜見することを得た。其れには製作に關する記録は何も付されていないが、或は是であるかも知れない。然し「卷の端にしるし侍る」という由來書が付いていないから、知恩院から流れ出たのかどうか確かな斷定は出来ない。

第十一 出 版

1、版 刻 淨土宗は江戸時代に入り徳川幕府の直接間接の庇護をうけ芝増上寺を始め名利十八ヶ寺を以て關東十八檀林と制定し、徒弟の教養と宗學の興隆を期することとなつた。そこで木版印刷術の發達を利用し宗祖法然上人の傳記を知らしめる爲めに筆寫に代つて上人傳の版刻を企てることになつたのである。

而して寛永二十一年（一六四四）正月に『黒谷上人傳繪詞』と題し一部十册本文片仮名畫圖無しで四十八卷傳を版刻し、次いで寛文六年（一六六六）二月には一部十册平かな繪入本の刊行となつた。



37. 法然上人傳緣由草稿 香川縣 金刀比羅宮神社藏

2、義山本 元祿十年（一六九七）正月十八日に上人に「圓光大師」諡號宣下があつたので此の榮譽を記念し祖徳鑽仰の意味により廣く門末並に信徒に普及せしめる趣意で元祿十三年（一七〇〇）には大々的な出版が企てられるに至つた。先ず學僧義山をして四十八卷傳の詞書を読み易からしむるよう添削改文せしめ、其の出來た稿本を當時の能書家北向雲竹に書かしめ、繪を古禪に寫させて一部二十四冊平かな繪入本を刊行することになつたのである。

續いて義山は圓證、圓智の意業を繼承して四十八卷傳の詞書に註釋を付し、そこに出てくる人物、地名に考證を施こし『圓光大師行狀畫圖翼贊』六十冊の刊行を元祿十六年（一七〇三）十二月に完成することを得たのである。義山は更に『御傳翼贊遺事』を付加している。

ここで注意すべきは此の義山加筆の四十八卷傳が宗の内外に風靡したことである。

明治三十九年（一九〇六）七月發行の望月信亨氏『法然上人全集』や、同年春に企畫され其後繼續して出版された『淨土宗全書』^{全二}〇卷にとりあげられている四十八卷傳は此の『義山本』である。其後の淨土教報社版、『淨土宗聖典』收録、其他幾種類かの四十八卷は殆んど是である。隨て此等を引用する時は原典と聊か異つてゐることを考慮に入れておかねばならない。そこで宗學者の間で『義山本』とか『翼贊本』といつて原典と識別している。

3、中外本 淨土開宗七五〇年記念出版を目指して藤堂祐範（故人）、江藤激英兩氏に私があつて知恩院本、次いで當麻奥院藏本の原典に親しくあたつて二年有餘の星霜を経て遂に大正十三年（一九二四）七月『大正新校法然人行狀繪圖』の詞書に付加して繪相全部のコロタイプ版も併せ京都市中外出版社より刊行することになつた。本書は知恩院本を底本にしてそれに當麻本と前記の翼贊本との對校異點を付して從來原典に接する機會のない宗學者に大いに便宜を與えることになつた。また對校するうちに當麻本に著しい脱漏のあることや、兩本ともところ

どころに後世加筆していることを知り得たのである。其の概略は既に(第五章第六の3)紹介し盡したところである。
(復寫本参照)

4、日本繪巻物集成本 東京雄山閣發行同集成の第一五・第一六の二冊收録本である。これは私が嘗て義山本と知恩院原本とを校訂して得た稿本に基いている。それは知恩院原本に忠實な詞書を收録し口繪に繪相をアミ版で付し第十六卷に私が解説を書いて昭和六年(一九三二)出版されている。然し其の解説に就て今となると、其後發見された新史料もあり、考えの少し變更すべきところもあり、二、三改訂を要する。其書目には成てて賦原集本、大其の訂正すべきところは今回の出版によつて遂げてあるから、其の點を諒承せられたい。圖版Jである。

『新土宗全書』(一〇卷) 全二冊にありはつる四十八卷表の共の『義山本』である。其表の項上を詳加し、『新土宗全書』四卷二十八卷(一六〇六)に日録の定目録平丸『志然土人全書』一、四、中巻の全書を其表に附し、Jの出版を以てここに訂正すへち其の義山本並の四十八卷表の表に附し、Jの出版を以て、
山田夏子『西國遊覧集』一、二、中巻Jである。

表二 J 一、圖表大圖表は『義山本』一、六、十冊の計に於て十六卷(一〇〇三)十二頁の誤差を以て訂正する。其の義山本は、
『新土宗全書』(一〇卷) 全二冊にありはつる四十八卷表の共の『義山本』である。其表の項上を詳加し、『新土宗全書』四卷二十八卷(一六〇六)に日録の定目録平丸『志然土人全書』一、四、中巻の全書を其表に附し、Jの出版を以てここに訂正すへち其の義山本並の四十八卷表の表に附し、Jの出版を以て、
山田夏子『西國遊覧集』一、二、中巻Jである。

『義山本』(一六〇六) 五月十八日、土人『圖表大圖』一、六、十冊の誤差を以て訂正する。其の義山本は、
『新土宗全書』(一〇卷) 全二冊にありはつる四十八卷表の共の『義山本』である。其表の項上を詳加し、『新土宗全書』四卷二十八卷(一六〇六)に日録の定目録平丸『志然土人全書』一、四、中巻の全書を其表に附し、Jの出版を以てここに訂正すへち其の義山本並の四十八卷表の表に附し、Jの出版を以て、
山田夏子『西國遊覧集』一、二、中巻Jである。

第六章 掛 幅 装

第一 視 覺 傳 道

以上述べ來つた傳法繪、古德傳繪、四十八卷傳等は繪卷物である。この繪卷物藝術というのは我が國に於て獨自に發達したものである。詞書につづく繪相を鑑賞し乍ら事件の連續繼起に感興を喚起せしめるものである。然し一人若しくは少人數に限られて觀るべきものであつて大衆と共に觀賞するには不便である。高僧傳繪が祖德鑽仰、教義宣布の爲めにつくられたものならば更に考慮を要するわけである。

中國隋唐時代には地獄もしくは極樂の變相が盛んにつくられている。就中善導大師は淨土の變相三百鋪をつくると傳記にも述べられている。燉煌の千佛洞の壁面には隋唐宋時代の淨土變相が幾種類か描かれ、また我が天平時代には其れらの影響をうけて淨土の變相が多數つくられ、現に奈良縣當麻寺曼陀羅堂に其の一本が保存されている。密教の兩界曼荼羅が次の平安時代に描かれるが、是れも聽覺傳道より視覺傳道へ轉向せしめ、大日如來教理の闡明とその信仰の向上とに利便ならしめようという意圖と察せらる。佛教美術の發達により佛典の内容を自由濶達に表現出來うようになる。淨土變相や曼荼羅の如き大群像圖よりぬけ出して大塔の心柱の四面や周圍の四壁に佛菩薩の動的圖様が描かれる。更に進んで宇治鳳凰堂の扉には九品の淨土を描くところまで發達する。説法を聽かせるより是等の障壁畫を一瞥せしめることがどれほど感動を與えそして佛教宣布に效果的であつたらうか。

佛菩薩の動作描寫から發展して或る個人の行績を知らしめ兼ねて遺德鑽仰の資につくられたのが、法隆寺東院繪殿の「聖德太子繪傳」（御物・絹本着色五雙）である。延久元年（一〇六九）秦致眞によつて描かる。此の太子繪圖は遡つて天平時代に存在した四天王寺の太子繪傳の繪様を傳えたものと推測され、更に中國傳來の釋迦傳圖に關連してゐるのであろう。其れは兎も角、法隆寺にあつてはここ東院に參詣する人々に佛舍利と並んで崇仰されつつ太子の行狀を巧みに無言のまま説明し肝銘づけるに役立たせたものである。

さて法然上人の教化ぶりを舊宗派の人々が誹謗する一項目に上人が「攝取不捨曼陀羅」を利用したというのがあつた。繪相がどんなものであつたか知る由もないが「如來の光明（乃至）は念佛の衆生のみ攝取して捨て給はず」といふ『觀經』の文に據つて宗教繪圖を特製して淨土教宣布に利用したのであろうか。上人の門弟の中でも證空は觀經曼陀羅（淨土變相）を盛んに用い、大和の當麻寺曼陀羅堂へも參詣してゐるのである。また其の門流の間にあつて觀經曼陀羅に關する註釋書や口傳の旺行した事實は法然上人が傳道に宗教繪畫を利用したかという想察の裏付けともなるのである。

鎌倉時代に於ける繪卷物全盛の餘波をうけて上述の如く、法然上人繪卷の數々がつくられ、其の一本から更に派生して少し趣考を加味した類似の内容をもつ傳繪が後續して多數作成されることになつた。然し大衆を相手に上人を廣く而かも端的に知らしめる爲めには、法隆寺繪殿の「聖德太子繪傳」の如く上人を主題に扱つた壁畫式の豎幅（掛軸）を工夫することである、それには既存の上人繪卷を參考にして、傳文の部は簡略にし聊か要領を「札銘」に記す程度にとどめ、繪相の横に延び連つていたものを段階式に描き改めることによつて、繪解き用に便宜な豎幅に仕立てるべきである。豎幅上人繪傳で獨創的なものは今まで殆んどなく繪卷にたよつてゐるようである。そこで以

下堅幅の上人繪傳と其れが依據している繪卷との關係を考えてみよう。

第二 桑子本

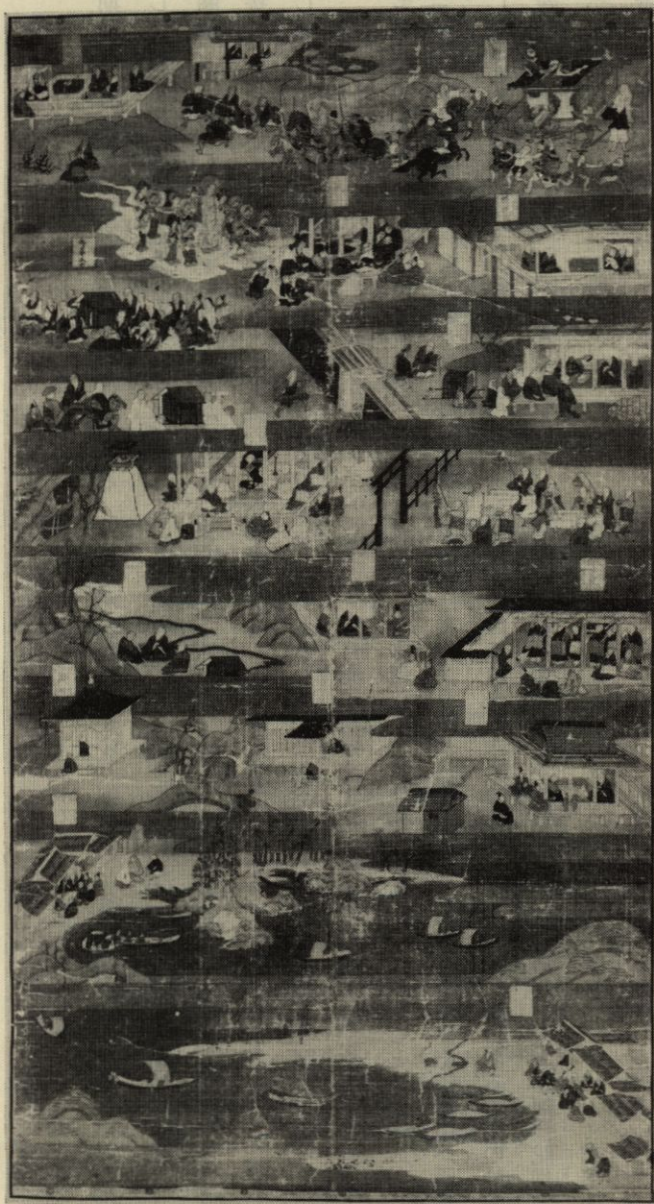
1、桑子妙源寺本 『法然上人繪傳』三幅 岡崎市桑子妙源寺藏で重要文化財(大正七年四月指定)。絹本着色で南北朝初

期の作、破損甚しく札銘は殆んど剝落している。ところが幸にして是の三幅か若しくは同系本から複製したと覺ほしい三幅繪傳が東京芝増上寺に所藏されていることを知り得たのである。長い間兩寺の三幅繪傳は別々に存在して關連したものととしては考えられていながつたが、去昭和七年四月に上人降誕八百年記念として私らが發企し蒐集を援助して京都博物館(當時恩賜)に各種の上人繪傳や御影を集めた特別展覽會を催すことにあつた際に兩者を比較して増上寺本は妙源寺本をまねていることを確認したのである(昭和七年三月朝日新聞京都版記事参照)。

其の後の調査で増上寺(黒本尊)が永祿七年(一五六四)三月桑子明眼寺より大樹寺に引移し天正十五年(一五八七)駿府城へそして増上寺に安置され、家康より恩賞として寺領三十石其他佛像寄進がなされたことが縁山志卷二(淨土宗全書卷十 七、二八三頁)に出ていることを知り得た。桑子明眼寺は高田派と記されているから津市一身田高田派本山へ照會したところ「室町時代より明眼寺と書かれて來たが江戸以降妙源寺の字に改まつた」という返事である。今の妙源寺は即ち明眼寺である。そうすると増上寺本三幅が妙源寺本三幅の複寫であつてよいのである。黒本尊阿彌陀佛像が家康の手に歸したのは戰國時多忙の際であり、念持佛として戰場を同伴しているから、其れと同時になく家康が増上寺を貝塚より今の芝の地に移轉した慶長三年(一五九八)八月以降で、黒本尊を増上寺に安置した慶長六年十一月、増上寺伽藍造營、寺領寄進した慶長十年前後を考うべきである。妙源寺所藏の上人繪傳三幅には家康がかねて

38、法然上人繪（重文） 第三幅

岡崎市 妙源寺藏



より眼をかけ江戸城の手近かな増上寺へ原本納入の代替として複寫三幅をつくらせて納入したものと考えらる。

増上寺所藏本は圖様全體として札銘も割合にハッキリしているので、其れに助けられて此の三幅は先ず第一幅下

段誕生から上方へ、そして第二幅は上段より下方へ、第三幅は下段より上方の往生と滅後の法難改葬へと上人の生涯首尾一貫していることが知られる(挿圖38)。(参照)

さて第一幅下段右隅に美作の田舎風景として田植舞を描出している。是の圖柄は『傳法繪』(福岡縣善導寺藏)と『法然聖人繪傳』卷一(堂本四郎氏藏)にはあつても、舜昌の『四十八卷傳』其他には見うけない圖様である。また上人配流に際して鳥羽よりの舟出、四國の松山にての觀櫻詠歌の繪も亦『傳法繪』『弘願本』(知恩院藏)に極めてよく似、他傳と聊か趣を異にする點から此の三幅繪傳は『傳法繪』か其の系統を引く傳繪に根據を求めていると思われる。

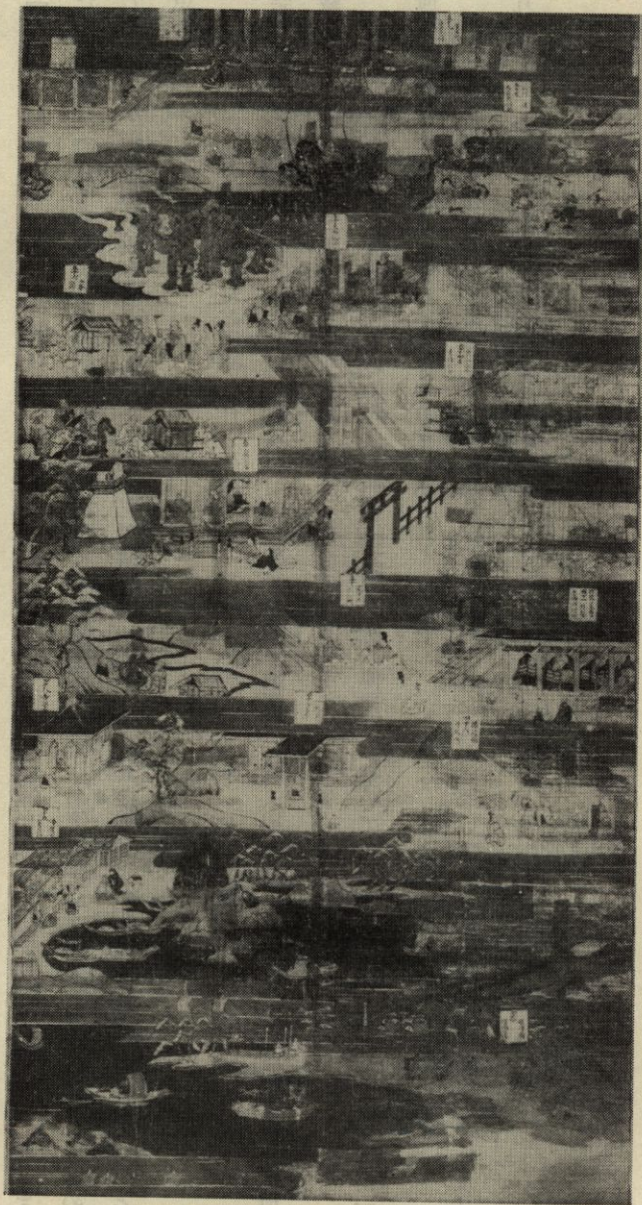
妙源寺には此の三幅と殆んど同時代作と覺ほしい『親鸞聖人繪傳』三幅(絹本着色・重文)がある。元祖法然、宗祖親鸞の二種をつくり備えたものである。尙お『善光寺如來繪傳』三幅(絹本着色・重文)も同時代作として所藏されている。是等三種九幅を掲揚し盛んに淨土教宣布に活用したことであらう。

右のうち『親鸞聖人繪傳』三幅の内容は覺如の『本願寺聖人傳繪』に基いていることは申すまでもない。瀧精一博士が『國華』^{第三四一號}に委しく紹介されている。

さて眞宗側で繪卷の祖傳が掛幅と詞書(御傳鈔)とに分離されたことについては覺如・存覺時代からと云いなきに在る。淨慧の『眞宗故實傳來鈔』(眞宗全書)に

一、傳ト繪ト別タマフ事ハ存覺上人ノ時也、二卷ノ繪相ヲ一幅ニ畫シテ下ヨリ上ヘカ、セラル。後二卷ヲ又一幅ニシ、傳文ヲ二卷トシ畫ニ合シテ第一段第二段ノ標目ヲ定給フ。^{上八段}コレヨリ以來拜ニ見繪相ニ能聞ニ傳文。甲^{下七段}

州萬福寺ニ二幅ノ繪傳アリ、存覺上人ノ御銘也。是繪傳最初哉云々



とあり。ところが右の書は明和二年（一七六五）作で江戸時代の考えであるから其のままにうけとり難い。萬福寺本が果して分立の最初なるか否かも断定し難い。また覺如の札銘と傳える富山縣城端別院藏、福井市淨得寺藏、新潟

縣西方寺藏の親鸞繪傳三幅もあるが、何れも寺傳であつてこれも覺如筆か存覺筆か不明である。然し南北朝初期に親鸞繪傳の掛幅装が盛んに出來たことは確であつて、此れと並行して法然上人繪傳の掛幅装もつくられたことを察知すべきである。

2、増上寺本 増上寺本三幅は絹本着色、江戸初期の作、破損はしているが札銘など補筆されていて判讀に充分であつて(挿圖 39 参照)上述の如く、妙源寺本を解説する爲めに便利な繪傳である。増上寺は浄土宗であるから同類の親鸞三幅は複寫添加されてはいない。

第三 山南光照寺本

黒谷聖人繪傳 三幅 廣島縣沼隈郡山南光照寺藏、絹本着色で同寺には『親鸞聖人繪傳』一幅が同時同條件でつくられ、四幅一具のものである。黒谷(法然)聖人繪傳の畫中には親鸞の入室、選擇集傳授、上人の眞影に自ら題贊を加えるなどが其の第二幅の中央より稍下方にかけて描いているし、其他を考慮すると確かに覺如撰『拾遺古德傳繪』に依據している事は明かである。今兩種の裏書を記すに『法然繪傳』の方には

建武五歲戊寅二月十五日當如來涅槃日奉圖畫

畫工法眼隆圓筆也 願主 釋明尊

また『親鸞繪傳』には

(六字不明)

建武□□□□□□□□備後國布熊部山南郷光照寺也

親鸞聖傳繪



40. 黒谷（法然）聖人傳繪下 廣島縣山南 光照寺藏

願主 釋 明 尊
畫工 法眼隆圓筆

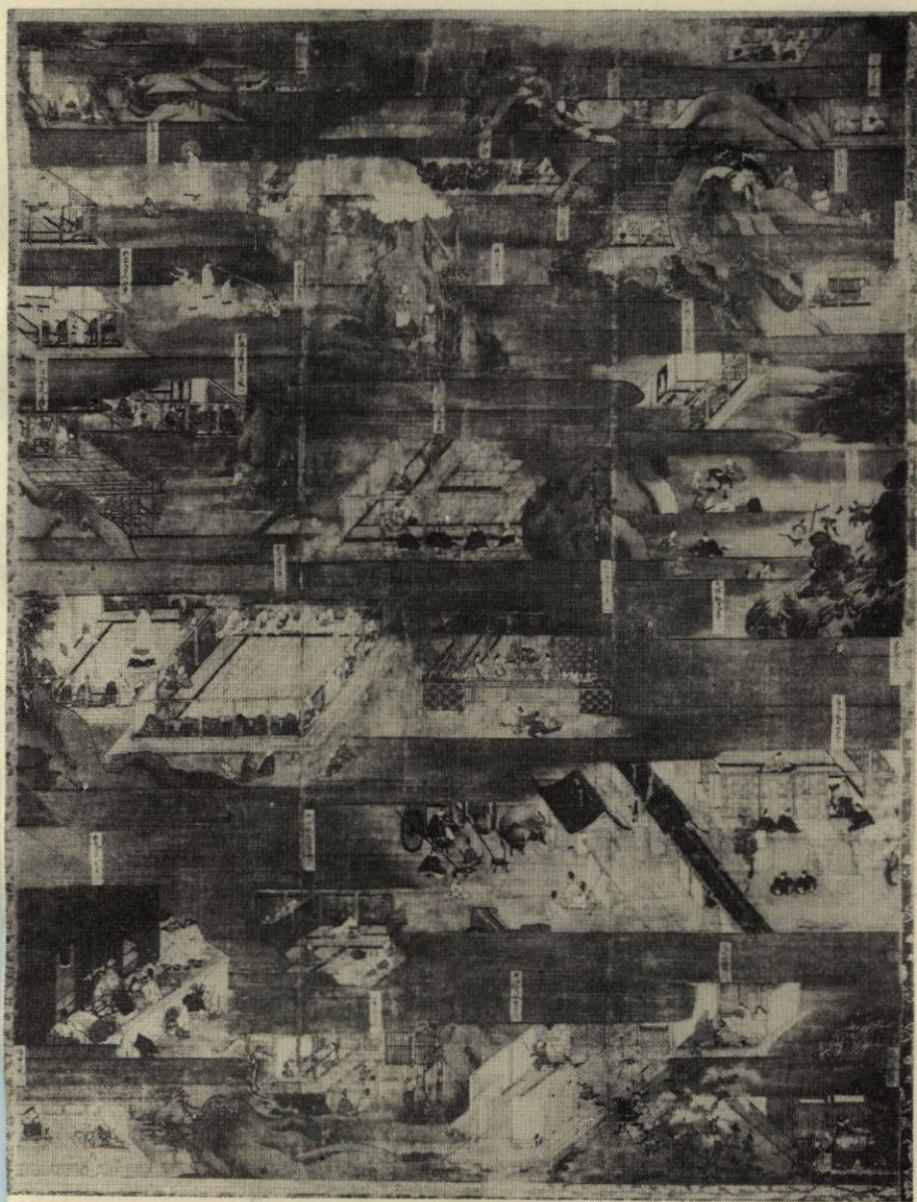
とある。願主の明尊は光照寺開基明光の門下で建武頃の人である。また畫面の札銘は寺傳で存覺の筆と云つてゐるが、此れも眞宗學者の間で認められてゐるから、南北朝初期の作品たることは確かである。

此の親鸞傳繪の一幅本というのは掛幅装として當初の作品であろうと眞宗で考えられてゐるし、本願寺親鸞聖人傳繪（覺如詞書）の永仁初稿本より四十三年経過してゐるが、康永自筆の重訂本の出る五年前の建武五年（一三三三）年に出來てゐることは親鸞傳掛幅として注目に値いするのであるが、同時に法然上人傳掛幅としても時代がはつきりするだけに、他の繪傳製作との前後考證の試金石的存在となるものである。

第四 丹生西導寺本

法然上人繪傳 二幅 三重縣丹生西導寺藏、重文（大正七年四月八日）、絹本着色、南北初期の作である。札銘は剝落甚しくて判讀し難いけれども圖様は全體的によく分る方である（挿圖41参照）。ただ畫面が普通の掛幅装にあるように下から上へ、上から下へと順序正しく配列されていなくて、大きな畫面の空間に別の小さい畫面を補つており、次第不順であることが特徴である。

繪の出來ばえは此種掛幅裝傳中最も優秀であろう。二幅だけである上に一つの畫面を大きく占める描法をとつた爲め自然と行狀項目を省略する結果となつてゐる。それでも大切な重要箇所は殆んど描出してゐる。而して上西門院說戒と奇瑞、月輪殿より退下に際して上人頭光顯現、御堂外に役人と武者の集屯、配所松山にての觀櫻などの繪



41. 法然上人繪傳（重文）第一幅 三重縣丹生山 西尊寺藏

相は法然聖人繪（弘願本）を彷彿せしめるものがある。この畫幅も亦四十八卷傳系以外の『傳法繪』系統の弘願本かそれに近い繪卷を根據としてつくられたものである。

第五 法然上人曼陀羅

法然上人曼陀羅 一幅 知恩院藏 絹本着色、剝落甚しく札銘の文字は殆んど残つていない。畫中の人物なども胡粉が剝けておぼろげであり、ただ建造物の屋根に褐色の檜皮葺があり、廊下の椽、柱などを示す黒い直線がハッキリ浮んでいるのみである。中央部には椅坐する墨染法衣姿の高僧の正面像があり、其の上下左右を雲散らして區劃した十五、六の畫面が描かれている（日本古代史論叢三〇）。「二祖曼陀羅」と表書した函に藏まり善導大師曼陀羅道綽禪師曼陀羅と夫々軸の卷留に記された二幅のものであつた。その内一本は周圍の圖様から推して確かに善導大師像と其の行狀を四周したもので其の名に相應しいことが首肯出來るが、今一本は道綽ではないと考へた。四周の行狀を示す畫面は剝落してい乍らも中國唐代のものではなく和風である。而かも小兒誕生と兩幡の吹き流れ、法然と善導との二祖夢中對談、月輪殿前庭にての上人頭光顯現、勝尾寺らしい風物、清水寺の舞臺、三尊出現、阿彌陀並に聖聚來迎などが描かれているところから此の畫幅の四周は法然上人の行狀を示すものであつて、中央の像は「法然上人」ということになる。若しも「善導大師曼陀羅」に對稱するならば「法然上人曼陀羅」と改稱すべきと斷じ早速知恩院寶物台帳に訂正を加えた次第である。かくて大正十四年以來、法然上人曼陀羅として一般からも認められている。

中央正面の高僧像が普通の法然上人御影と聊か趣を異にし而かも真正面であることと、四周の行狀傳繪が餘りに

剝落が甚しかつた爲めに養鷗かう徹定（知恩院第七十五世）が自ら筆をとつて卷留に記す際に思案にくれたのか、或は早合點したのか「道綽禪師」と誤つて認めたものである。

さて此の中央肖像は禪宗の頂相形式である。四周の繪相は剝落のため何れの繪卷に依據しているが判定に苦しむのであるが、唯だ善導と法然との夢中談面が『山南光照寺本』に勝尾寺風景が『桑子妙源寺本』に似通つてゐる點から推して本傳は『四十八傳』系よりも『拾遺古德傳』もしくは遡つて『傳法繪』の系統に屬する繪卷に依存して描かれたものと考えらる。

第六 七幅繪傳

法然上人七幅繪傳 七幅 知恩院藏 絹本着色、宅摩澄賀の筆と傳え「美術上重要と認め」鑑賞狀（第二七）が付されている（挿圖43）。室町初期の作であろう。全體的に剝落も少なく札銘も大體判讀しうる。此の繪傳については養鷗徹定が「法然上人十卷傳によるものか」と函書されている以外に從來餘り注目されず隨てそれに關する論攷を未だ見聞しないのである。ただ八橋秀雄氏の卒業論文ありと仄聞する。

本傳第六幅のほぼ中央に鬼神出現の繪相があるのは上述の『十卷傳』卷八の「上人配流事」の條中に建永二年三月十八日經ヶ島に於て夜半浪底より長さ五丈許りの鬼神が現われたこと（傳全集七一五頁）に該當している（第四章第六の3參照）。

其後上人が四國に渡られ蜷浦に於て鬼神の親子四人を教化せられたと『十卷傳』（七一九頁）に述べているが、本傳第七幅左隅にそれも描かれている。鬼神出現の物語は此の『七幅繪傳』と『十卷傳』とのみである。（ただ『十卷傳』のあとで更に怪奇談を付加してつくられた『正源明義抄』（傳全集八一五））にはまた少し趣考を變えて添録されて

はいるけれども。

尙お『十卷傳』には上人配流途次の兵庫あたりにて唐人があらわれて上人と問答を交わすこと（傳全集 七一五頁）、四國の金藏寺に上人が參詣せしに兎鹿集り來り上人を迎えること（同 七一八頁）、白峯に上り崇徳院の御廟にまいること（同 七一八頁）が記されているが、七幅繪傳に其等が描出されている。是等の記事は『十卷傳』以外の他の上人傳になり場面がこの『七幅繪傳』においてのみ描寫を見出すのである。

また上人の滅後に法難があつて改葬され茶毘に付される。そして安貞二年（一二三八）に嵯峨に納骨した事について『十卷傳』卷十の「改葬遺骨事」の條

公全律師於ニ小藏山麓ニ尊院上ニ建ニ
立多寶塔、並ニ土御門院御墓所ニ奉ニ
納上人御骨、動ニ修不斷念佛ニ

と記しているが、今の第七幅上段右に石造重層塔婆二基を並べ描いていること（挿圖 43）でも『十卷傳』の説明役の如き存在であり、七幅繪傳とは合致するのである。

現在嵯峨二尊院の墓地に是に相應しい



42. 雁塔二基（傳土御門天皇と法然上人）
京都市 二尊院境内



鎌倉時代の重層塔が二基並び別に一基と共に遺存する。土御門上皇、法然上人と聖光房辨長の供養塔といい傳えている（宮内廳書陵部へ照會した返事によると此の石塔婆を土御門天皇御陵傳説として今尙お關心が深く、近年になつて二尊院が移轉を希望したのを宮内廳書陵部で禁止せしめたことがある。）

さて本傳第七幅上段に「二河白道の譬喩」が描かれていることである（挿圖43）。此の譬喩譚は涅槃經第三十三や

大智度論に出ているのを唐の善導大師が淨土教的に轉用し、更に我が法然上人はそれをうけつぎ其の著『選擇集』第八章に引用している。其後淨土宗にて説法の際に盛んに利用する譬喩譚であるが、法然上人繪傳の中で此れを描寫しているのは本傳のみである。

二河白道の繪畫として江戸中期以降現代にかけて描かれたものが淨土宗寺院に多く所藏されているのは五重傳法の一要件とされているからである。然し室町以前と覺ほしきものは甚だ少ない、京都府長岡町粟生光明寺所藏（重文指定）と兵庫縣御影市村山長舉氏所藏とを擧ぐるに止まる。されば本傳には二河白道の繪があることによつてまた別の意味での存在價值を高めうるものである。

さて本傳の結末近くに「二河白道」の繪圖を掲出する意圖は如何であつたらうか。上人の在世には配流の法難があり、滅後になつて山門法師の蜂起や東山大谷廟堂破壊、改葬というまことに醜惡な事が行われるのは「二河白道」譬喩に當てはめれば二河の此岸（娑婆）の出來事であつて、かかる暴擧があつたとしても欣求淨土の願望心（白道）さえあれば必ず一佛淨土へ往生が出來て彼岸（極樂淨土）の阿彌陀聖聚の待つところに到着するという。今や祖師上人は此の娑婆世界の苦難を超越して既に小倉山の雁塔に納まり、現世的には土御門天皇と相並んで遂に安養界に落つかれてゐるであらう。尙お上人は迷える遺弟隨蓮の爲めには還相回向の理に基いて夢にあらわれて隨蓮に説法を垂れ往生淨土の道を納得せしめてゐるではないかという風に、この七幅繪傳には諄々と説法するに都合のよいよりに描かれてゐるものと考えらる。

本傳は第一幅から上人の行實を説き起して此の第七幅の結末に近づいて二河白道の妙喩を描き添え、淨土信仰を一層盛上げようという全く視覺傳道用の宗教繪畫の役割を果さしめてゐるようである。

最後に本傳が『十卷傳』に根據をおいていることから逆に『十卷傳』の成立を本傳作成の室町初期を遡り或は南北朝にまで押上ぐべきではあるまいか。

隨て『十卷傳』卷五奥書の「文明十九年（一四八七）霜月七日」、同卷九奥書の「大永六年（一五二六）丙戌正月十七日」とあるは述作に關係なく單なる書寫年時を示すものである。

第七 刺 繡 本

法然上人繪傳 四幅 大阪市天王寺區逢阪上之町一心寺所藏 願主直愚で結縁の道俗三六二四人、六ヶ年かかつて淨財を結集し刺繡で（挿圖44 参照）、延寶五年（一六六六）三月二十五日に上人繪傳四幅をつくり上げたものである。四幅とは別に一卷添えられ由來と結縁者芳名が連記されているし、繪傳の四周に細かく追善菩提を志求する先亡の法名を刺繡であらわされている。

本傳の内容は四十八卷に依據するものである。

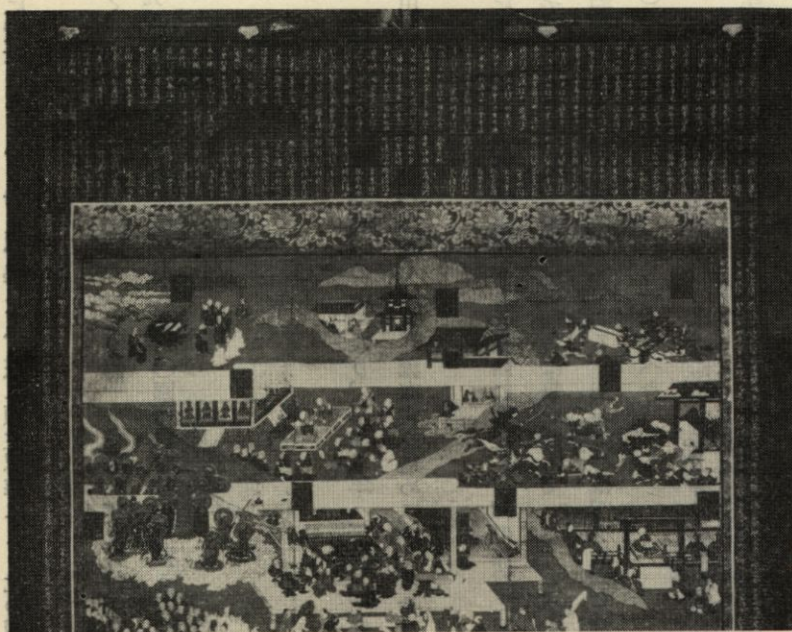
想うに四十八卷傳は知恩院の寶庫に祕藏されていて、貴族階級の限られたものには觀賞せられたが一般への公開は殆んどなかつたのである。ところが寛文六年（一六六六）一部十冊にして繪入平假名の四十八卷傳が刊行されることによつて其の内容を容易に知りうる事が出來たのである。そこで眞宗の存覺が『本願寺聖人傳繪』からぬけ出した掛幅をつくつたと同意趣により四十八卷傳の大部なものを此の豎幅四幅に改めつくり、視覺傳道に利用せんとしたものであろう。而して其れに先立ち廣く道俗に呼びかけて此れが作成に淨財の喜捨により援助せしめ結縁せしめた願主直愚は誠に感歎せられるべきである。

第八 忍海本

法然上人繪傳 四幅 京都市小松谷正林寺藏

江戸の畫工神田要信・幸信が賦彩し江戸芝寶松院忍海が札銘詞書を添えている。寶曆二年（一七五二）冬から筆を起し同三年九月に功を畢えたと同幅に自記している。上人滅後五四二年に當るから恐らく五百五十年遠忌記念事業のための企てであろう。

これより先き元祿十年（一六九七）正月に上人に大師號「圓光」の宣下があり、同十三年に『勅修御傳』と題して義山校訂の詞書に古欄の畫を添えて刊行され、寶永八年（一七二一）正月の上人五百回遠忌に東漸大師と加謚、享保二十年三月と元久元年四月とに勅傳叙覽（知恩院文書）というように上人の遺徳が天朝に於て認められ、四十八卷傳が叙覽に供せられることになつたので一般道俗も



44. 刺繡の法然上人繪傳 第四幅の上半 大阪市 一心寺藏

亦その上人御傳を眼のあたりに拜させて信根の培養に資せよという考えが熟して、茲に願主忍海により此の四幅繪傳が生れたものであらう。

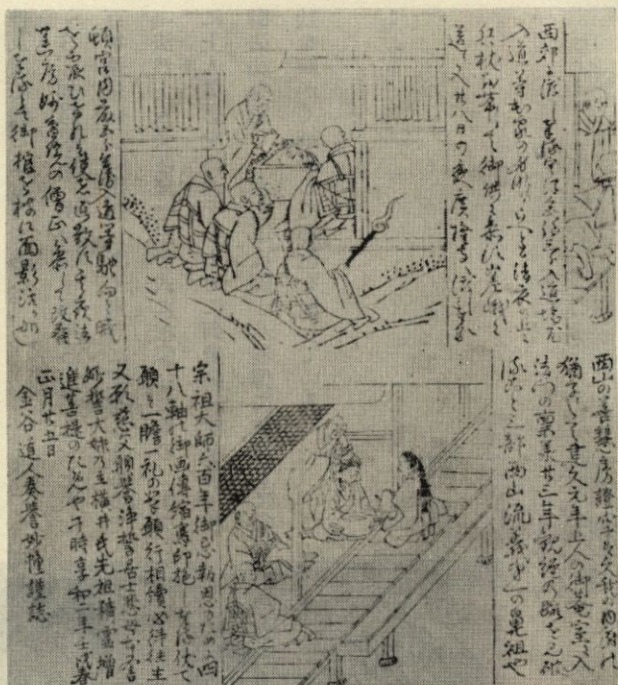
殊に忍海は上人傳に關心をもつこと深く上掲の如く、知恩院山内入信院藏の『九卷傳』に寶曆九年九月付で奥書(淨土宗全書卷十)を記しているほどである(第五章第九の1参照)。而かもこの擧たるや上人五〇回遠忌を目捷に控えての誠によき記念聖業である。

第九 勅傳の版本

1、金谷本 法然上人傳版畫 四幅 知恩院藏版 畫も贊も共に横井金谷の筆になり、享和二年(一八〇二)春の刊行、上人滅後五九一年であるから六百年遠忌記念出版として知恩院から廣く門末へ流布する爲めにつくらせたものである(挿圖45参照)。

筆者の金谷は近江大津の人、京洛に出で與謝蕪村に就て畫技を學び性遊歴を好み東西に奔走し、師の蕪村に似て繪に飄逸の趣があつたと云われる。が、本傳は祖傳であるところから、割合に眞面目に筆を運んでいる。「享和二年壬戌春正月廿五日 金谷道人奏譽妙幢謹誌」と自記している。淨土宗の僧侶である。尙お金谷は四方放浪巡歴中寛政年間、旅中で歿したという(平凡社百科大事典)が此の奥書により訂正し一考すべきである。

2、爲恭本 法然上人傳版畫 四幅 知恩院藏版 上既に記す如く江戸幕府の申出に基き増上寺の懇望を容れて知恩院では『四十八卷傳』の繪詞ともに大和繪の名手冷泉(岡田)爲恭と其の一門の手に委ねて、克明な剝落寫しの大業を始め、嘉永六年六月に完功し知恩院に一本(但し四十八卷の中現在は第九、一〇、一一、一二、一三、二



45. 法然上人傳版畫（横井金谷筆） 知恩院藏版

由來を本繪傳に刻記し、別に繪傳解説を著している。現在浄土宗末寺に所藏する上人繪傳掛幅装は殆んど此の版本によつてゐるものであつて、紙本或は絹本に捺して上から賦彩したものである。

版本ではないが長崎市大音寺には爲恭筆の十二幅の絹本着色『法然上人繪傳圖』がある。四幅本よりも圖柄を大きくした四十八巻傳に依る肉筆本である。

四、三一、三六、三七、四〇、四八の十一巻を缺き別に目錄一卷付す）残し、増上寺へ一本四十八巻（但し太平洋戦災で第八、九、一一、一二の四巻焼失）を納めることになつたのであるが（第五章第十）、爲恭が知恩院滞留中を幸いとして四十八巻の繪相始終百三十七段を四幅に分け豎幅形式に改作させて版にのせ嘉永六年（一八五三）冬刊行致したものである。祖滅六四二年で、是は六百五十年遠忌記念事業の企てである。札銘の筆者は萬里小路中納言正房の筆である。京都寺町四條大雲院北條の門が華頂山知恩院の寶庫本により正しい繪傳が出来た

尚と同じ爲恭筆になる四幅繪傳で知恩院藏版を縮刷したものがある。明治二十年（一八八七）京都市寺町の知恩院用達佛畫師三好龜太郎が上記の爲恭筆四幅を知恩院の許しを得て縮めて銅版に改め普及用に供したものである。

3、知恩院本 明治四十四年（一九一三）上人七百年遠忌記念に出版し廣く末寺に配布したもので『法然上人曼陀羅』の形式に相似したもの、中央に上人御影を描きその上方に御遺訓一枚起請文の御法語を記し、左右下に四十八卷傳に依據して行状を細かく描出して彩色を施している。



46. 法然上人傳版畫（萬里小路正房・冷泉爲恭筆） 知恩院藏版